

官報 号外

平成四年五月二十九日

○第百二十三回 参議院會議録第十八号

平成四年五月二十九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成四年五月二十九日

午前十時開議

第一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 特定債権等に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(長田裕二君) これより会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。

議席第八番、比例代表選出議員、山田俊昭君。

〔山田俊昭君起立、拍手〕

○議長(長田裕二君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、山田俊昭君を外務委員に指名いたします。

○議長(長田裕二君) この際、お諮りいたします。

高桑栄松君から海外旅行のため十四日間、中西珠子君から海外旅行のため来る六月一日から十六日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(長田裕二君) 日程第一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長山本正和君。

審査報告書

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十六日

建設委員長 山本 正和

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を図るため、基本方針の策定、地方拠点都市地域の指定、基本計画の承認及び産業業務施設の移転計画の認定について定めるとともに、都市計画上の特例の創設、地方行政上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地方拠点都市地域の指定の協議に当たっては、本法案の提出された趣旨にかんがみて、人口減少道県及び過疎市町村の多い道府県について、十分配慮すること。

二、基本計画の策定については、各地域の実情に応じて指定地域の各市町村議会や住民の意見が十分反映されるよう配慮すること。

三、各地域の実情及び地域住民のニーズを反映し、地方拠点都市地域における大学及び文化研究施設の適正配置に配慮すること。

四、東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成に資する地方拠点都市地域づくりを進めるため、総合的な高速交通体系及び高度情報通信体系の整備に努めること。

五、過度集積地域から移転した産業業務施設の跡地について、公共用地として取得できるよう、地方公共団体に対する財政的支援措置の活用も含めて、十分配慮すること。

六、過度集積地域からの産業業務施設の移転計画の認定に当たり、労働者及びその家族の移転、職業転換、関連中小企業者対策等に十分配慮すること。

七、地価の高騰により、地方拠点都市地域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

用と事業の円滑な遂行が妨げられることのないよう、監視区域の先行的指定、不動産業界、金融業界に対する強力な指導等地価対策の推進に努めること。

八、歴史、文化、風土等の特性を生かした地域づくりを進め、地方拠点都市地域における事業・施策の効果を高めるため、関係省庁は、地方公共団体の自主性、主体性を最大限尊重し、人材育成のための支援、行政権限の地方公共団体への移譲、特色ある単独事業を可能とする地方公共団体の財源確保に努めること。

九、地方拠点都市地域における農地の転用の許可の運用に当たっては、優良農地の確保、環境の保全に支障を生じないよう適切に対応するとともに、農山漁村の整備及び農林漁業の振興に十分配慮すること。

十、本法施行後の推移を見て、情勢の変化に対応し、必要に応じ、本法の充実・強化を検討すること。

右決議する。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、

平成四年四月二十四日 参議院議長 長田 裕二殿 衆議院議長 櫻内 義雄

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

目次

- 第一章 総則(第一条-第三条)
第二章 地方拠点都市地域の整備の促進(第四条-第十八条)
第三章 都市計画法の特例等
第一節 拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域(第十九条-第二十三条)
第二節 拠点整備土地地区画整理事業(第二十四条-第二十九条)
第三章 国及び地方公共団体の責務(第三十条)
第四節 開発許可等の特例(第三十一条)
第五節 経過措置(第三十二条)
第四章 産業業務施設の移転の促進等(第三十三条-第三十九条)
第五章 地域振興整備公団等の業務の特例等(第四十条-第四十七条)
第六章 雑則(第四十八条-第四十九条)
第七章 罰則(第五十条-第五十三条)
第一章 総則

の措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地方拠点都市地域」とは、地方の発展の拠点となるべき地域であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。
一 人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること。
二 地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の地域の市町村からなる地域であること。
三 自然的経済的社会的条件からみて一体として前条に規定する整備を図ることが相当と認められる地域であること。
四 その地域に係る前条に規定する整備を図ることが、公共施設等の整備の状況、人口及び産業の将来の見通し等からみて、地方の発展の拠点を形成する意義を有すると認められる地域であること。

2 この法律において「拠点地区」とは、地方拠点都市地域のうち、土地の利用状況、周辺の公共施設の整備の状況等からみて、広域の見地から、都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等居住環境の整備を図るための事業を重点的に実施すべき地区をいう。

8 この法律において「産業業務施設」とは、事務所、営業所その他の業務施設(工場を除く。)のうち、第三十三条第一項に規定する過度集積地域から拠点地区への移転又は拠点地区における新增設(以下「再配置」と総称する。)を促進することによる産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

ことが産業の配置の適正化を図る上で必要なものとして政令で定めるものをいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、地方拠点都市地域の指定、第六条第一項の基本計画の作成及び第三十三条第一項の移転計画の作成の指針となるべきものを定めるものとする。
一 地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な事項
二 地方拠点都市地域の指定に関する事項
三 拠点地区の設定及び前条第二項の事業に関する事項

四 産業業務施設の移転の促進に関する事項
五 環境の保全、地価の安定その他地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に際し配慮すべき事項

3 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、文部大臣及び運輸大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
4 主務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第二章 地方拠点都市地域の整備の促進

(地方拠点都市地域の指定)

第四条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域のうち第二条第一項の要件に該当する市町村の区域を地方拠点都市地域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うおうとするときは、主務大臣に協議しなければならない。この場合において、主務大臣は、運輸大臣及び郵政大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定により主務大臣に協議しようとするときは、あらかじめ関係市町村に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、政令で定めるところにより、公告してしなければならない。

(地方拠点都市地域の変更等)

第五条 都道府県知事は、基本方針の変更により又は情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条の規定は前項の規定による変更について、同条第二項から第四項までの規定は前項の規定による解除について準用する。

(基本計画)

第六条 第四条第一項の規定による指定があったときは、その指定を受けた地方拠点都市地域(以下「指定地域」という。)を区域とするすべての市町村(以下この条及び次条において「関係市町村」という。)又は関係市町村により組織される地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の協議会(以下「協議

会」という。)若しくは同法第二百八十四条第一項の一部事務組合(当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「一部事務組合」という。)は、基本方針に基づき、当該指定地域に係る第一条に規定する整備の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、都道府県知事の承認を申請するものとする。この場合において、関係市町村は、共同して、基本計画を作成し、都道府県知事の承認を申請するものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 指定地域に係る第一条に規定する整備の方針に関する事項
二 拠点地区の区域及び当該区域ごとに実施すべき第二条第二項の事業に関する事項
三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項
四 住宅及び住宅地の供給等重点的に推進すべき居住環境の整備に関する事項
五 指定地域の振興に寄与する人材育成、地域間交流、教養文化活動等の活動に関する事項
六 その他当該指定地域に係る第一条に規定する整備に関し必要な事項

3 基本計画において、産業業務施設の集積を促進する措置を講じようとする拠点地区を設定する場合にあっては、併せて産業業務施設の集積の目標その他必要な事項を定めるものとする。
4 第二項第二号に掲げる事項に定めるに当たり、同項第五号の活動の促進の観点から必要な教養文化施設その他の政令で定める施設(以下「教養文化施設等」という。)の整備を図る場合に

あつては、併せて教養文化施設等の種類その他必要な事項を拠点地区の区域ごとに定めるものとする。

5 基本計画は、国土総合開発計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する図又は都道府県の計画並びに都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第五項の基本構想に即したものでなければならない。

6 都道府県知事は、基本計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
一 第二項第一号から第五号までに掲げる事項並びに第三項及び第四項に規定する事項が基本方針に適合するものであること。
二 指定地域に係る第一条に規定する整備に資するものであること。
三 当該基本計画に係る措置が指定地域及びその周辺の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。
四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

7 都道府県知事は、前項の規定による承認を行ったときは、関係行政機関の長に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。
8 関係市町村(協議会又は一部事務組合が基本計画を作成する場合は、当該協議会又は一部事務組合。次条第一項において同じ。)は、基本計画が第六項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画の変更)
第七条 関係市町村は、前条第六項の規定による

承認を受けた基本計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第一項後段及び第五項から第八項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

(事務の委託の特例)

第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による承認を受けた基本計画(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認基本計画」という。)の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を、当該一部事務組合に委託して、当該一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。以下同じ。)にこれを管理させ、及び執行させることができる。
2 地方自治法第二百五十二条の十四第二項及び第三項、第二百五十二条の十五並びに第二百五十二条の十六の規定は、前項の場合について準用する。

(職員の派遣の配属)

第九条 一部事務組合の管理者が、承認基本計画の達成に資するため、都道府県知事に対し、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の十七第一項の規定による職員

がない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

(地域の電気通信の高度化を促進するための措置)

第十条 国は、指定地域に係る第一条に規定する整備の促進を図るため、当該指定地域の特性に応じた電気通信の高度化を促進するための基盤の整備等に努めるとともに、高度かつ多様な電気通信のサービスの普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(課税の特例)

第十一条 承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において、産業業務施設の設置を行う者が設置した当該産業業務施設については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区内において産業業務施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について当該産業業務施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合又は承認基本計画に係る拠点地区内において教養文化施設等のうち自治省令で定めるものを設置した者について当該教養文化施設等の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税若しくは当該教養文化施設等の用に供する家屋若しくは構築物若しくは

これらの敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたとき)は、当該減収額について当該各年度の翌年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、承認基本計画の達成に資する事業に係る施設の整備を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、承認基本計画の達成に資するために必要な公共施設の整備並びに住宅及び住宅地の供給の促進に努めるものとする。

(国等の援助)

第十五条 国及び地方公共団体は、承認基本計画の達成に資するため、承認基本計画の実施に必要な事業を行う者等に對する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(地方債の特例等)

第十六条 地方公共団体が、承認基本計画に基づき拠点地区内において地方公共団体が出資する法人その他の法人のうち自治省令で定める事業者が行う教養文化施設その他の公共施設に準ずる施設として自治省令で定めるものの整備を推進する必要があると認める場合において、当該事業者に對して出資、補助その他の助成を行おうとするときは、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が承認基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農山漁村の整備の促進等)についての配慮等)

第十七条 国及び地方公共団体は、指定地域に係る第一条に規定する整備に際し、当該指定地域内の農山漁村の整備の促進及び農林漁業の健全な発展との調和に配慮するものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認基本計画に係る拠点地区内の土地を当該承認基本計画に係る産業業務施設(当該承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区内において設置されるものに限る。)の整備に供するため、農地法(昭和二十七年法律第二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、これらの施設の設置の促進を図られるよう配慮するものとする。

(監視区域の指定)

第十八条 都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十三条において「指定都市」という。)の長は、指定地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の二第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

第三章 都市計画法の特例等

第一節 拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域

(拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域に関する都市計画)

第十九条 指定地域内の市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域(以下「拠点整備促進区域」という。)を定めることができる。

- 一 良好な拠点業務市街地(指定地域の居住者の雇用機会の増大と地域経済の活性化に寄与する事務所、営業所等の業務施設が集積する市街地をいう。以下同じ。)として一体的に整備され、又は開発される自然的経済的社会的条件を備えていること。
- 二 当該区域内の土地の大部分が建築物の敷地として利用されていないこと。
- 三 二ヘクタール以上の規模の区域であること。

四 当該区域の大部分が都市計画法第八条第一項第一号の商業地域内にあること。

2 拠点整備促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の第二項に定める事項のほか、拠点業務市街地としての開発整備の方針を定めるものとする。

3 拠点整備促進区域に関する都市計画は、承認基本計画に適合するように定めなければならない。

4 都道府県知事又は市町村は、拠点整備促進区域に関する都市計画と併せて、当該区域が良好な拠点業務市街地として整備され、又は開発されるために必要な公共施設(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第五項に規定する公共施設をいう。第二十八条第一項において同じ。)に関する都市計画を定めなければならない。

(宅地の所有者等の責務等)

第二十条 拠点整備促進区域内の宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。)について所有権又は借地権(借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権をいう。以下同じ。)を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、土地区画整理事業(土地区画整理法による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)を施行する等により、当該拠点整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、拠点整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該区域内の宅地について

所有権又は借地権を有する者に対し、良好な拠点業務市街地の開発整備に関する事項について指導及び助言を行うものとする。
(建築行為等の制限等)

第二十一条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2 都道府県知事は、次に掲げる行為については、前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならぬ。

- 一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
 - イ 主として第十九条第一項第一号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの
 - ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するもの新築、改築又は増築

- (1) 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - (2) 主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - (3) 容易に移転し、又は除却することができること。
 - (4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
- ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

ハ 地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告)があった日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、拠点整備促進区域においては、適用しない。

5 第一項の許可には、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

7 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

8 第六項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状

官報(号外)

回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

9 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地の買取り等)

第二十二條 都道府県、市町村、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は土地開発公社は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事(前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、拠点整備促進区域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に

著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買取り取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買取り取るものとする。

一 前条第二項第二号ロ(1)から(8)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築

二 前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更

4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買取り取る旨又は買取り取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買取り取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

6 第三項の規定により土地を買取り取った者は、当該土地が公益的施設(交通施設、情報処理施設、電気通信施設、教養文化施設その他の施設であつて、指定地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要なもので、国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するものをいう。第二十八條第一項において同じ。)の用に供されるように努めなければならない。

(大都市の特例)

第二十三條 この節の規定又はこの節の規定に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この節の規定又はこの節の規定に基づく政令中都

道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第二節 拠点整備土地地区画整理事業

(拠点整備土地地区画整理事業)

第二十四條 拠点整備促進区域内の土地についての土地地区画整理事業(以下「拠点整備土地地区画整理事業」という。)については、土地地区画整理法及びこの節に定めるところによる。

(市町村の責務等)

第二十五條 市町村は、拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の規定による告示の日から起算して三年以内に土地地区画整理法第四條第一項若しくは第十四條第一項の規定による認可又は第二十一條第二項第一号イに該当する行為についての同条第一項の規定による許可がされていないものについては、施行の障害となる事由がない限り、拠点整備土地地区画整理事業を施行するものとする。

2 市町村は、拠点整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する相当数の者から当該区域内の土地について拠点整備土地地区画整理事業を施行すべき旨の要請があつたとき、拠点整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が拠点整備土地地区画整理事業を施行することが困難又は不適当であると認められるとき、その他特別の事情があるときは、前項の期間内であっても、拠点整備土地地区画整理事業を施行することができる。

3 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、これらの規定による拠点整備

土地地区画整理事業を施行することができる。当該拠点整備土地地区画整理事業が住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団の施行することができるものであるときは、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団についても、同様とする。

(施行地区の面積等)

第二十六條 拠点整備土地地区画整理事業の事業計画においては、拠点整備土地地区画整理事業を施行する土地の区域(第二十八條第一項において「施行地区」という。)は、その面積が二ヘクタール以上で、かつ、当該拠点整備促進区域の他の部分についての拠点整備土地地区画整理事業の施行を困難にしないものとなるように定めなければならない。

(下水道用地)

第二十七條 拠点整備土地地区画整理事業の換地計画においては、土地地区画整理法第九十五條第三項の規定による場合のほか、下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二條第二号の下水道をいう。以下この条において同じ。)が設置されることにより当該換地計画に係る区域内に居住する者の受ける利便に応じて、一定の土地を換地として定め、その土地を下水道の用に新たに供すべき土地又はその代替地(以下この条において「下水道用地」という。)として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 施行者は、前項の規定により換地計画において下水道用地を定めようとするときは、あらかじめ、その地積について下水道を設置しようとする者と協議しなければならない。

3 第一項の下水道用地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に關し特別の定めをすることが出来る。

4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第一百四十九条の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。この場合において、同法第九十五条第七項中「第三項第三項若しくは第四項又は第三條の四の規定」とあるのは、「第三條第三項、第三條の二第一項若しくは第二項又は第三條の三第一項若しくは第二項の規定」と読み替へるものとする。

(公益的施設の用地)
第二十八條 土地区画整理法第三條第三項、第三條の二第一項若しくは第二項又は第三條の三第一項若しくは第二項の規定により施行する拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、公益的施設(公共施設を除く)の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益を有することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第一百四條第十一項及び第一百四條第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第一百四條第十一項中「第三條第一項から第三項まで又は第三條の四

の規定により施行する土地区画整理事業にあつては施行者が、第三條第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつてはそれぞれ国、都道府県又は市町村が」とあるのは「施行者が」と、同法第一百四條第一項中「第三條第三項若しくは第四項又は第三條の四の規定」とあるのは「第三條第三項、第三條の二第一項若しくは第二項又は第三條の三第一項若しくは第二項の規定」と読み替へるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第一百四條第四項(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。))第二十一条の二において準用する場合を含む。の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益を有することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第九條第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

(土地区画整理法の適用等)

第二十九條 拠点整備土地区画整理事業に關する土地区画整理法第二百三條から第二百二十六條まで、第二百二十七條の二及び第二百二十九條の規定の適用については、この節の規定は、同法の規定とみなす。

2 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の

規定による埋立ての免許を受けた者がある場合においては、前節及びこの節の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者とみなす。

第三節 国及び地方公共団体の責務
第三十條 国及び地方公共団体は、承認基本計画の達成に資するため、当該承認基本計画に係る拠点地区に係る都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において、拠点業務市街地の開発整備の方針を定めるよう努めるとともに、拠点整備促進区域、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七條の八の二第一項の規定による再開発地区計画その他の都市計画の決定、拠点業務市街地の開発整備に關する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 開発許可等の特例
第三十一條 基本計画においては、第六條第二項各号に掲げる事項のほか、建設省令で定めるところにより、市街化調整区域(都市計画法第七條第一項に規定する市街化調整区域をいう。第四項において同じ。)に存する拠点地区内の土地において実施されることが適当と認められる開発行為(同法第四條第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)又は建築行為等(建築物(同法第十項に規定する建築物をいう。次項において同じ。))の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物(同法第十一項に規定する第一種特定工作物をいう。次項において同

じ。))の新設をいう。以下同じ。)に關する事項を併せて定めることができる。

2 基本計画において、前項に規定する事項が定められた場合には、都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域の計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるとき(当該開発行為をする土地又は建築行為等に係る建築物若しくは第一種特定工作物の敷地である土地の面積が都市計画法第三十四條第十号イの政令で定める面積を下回る場合にあつては、当該開発行為又は建築行為等が、当該土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときに限る。))は、当該開発行為又は建築行為等に關する事項を含めて当該基本計画の承認をするものとする。

3 前項の規定により基本計画が承認された場合において、開発行為に關する当該承認基本計画の内容に即して行われる開発行為(都市計画法第三十四條各号に掲げるものを除く。))は、同法第一條第二項の規定の適用については、都市計画法第三十四條第十号に掲げる開発行為とみなす。

4 都道府県知事は、第二項の規定により基本計画が承認された場合において、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九條の規定による許可を受けた同法第四條第十三項に規定する開発区域以外の区域内において建築行為等に關する当該承認基本計画の内容に即して行われる建築行

為等については、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならぬ。

第五節 経過措置

(経過措置)

第三十二条 この章の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四章 産業業務施設の移転の促進等

(移転計画の認定等)

第三十三条 事務所、営業所その他の業務施設(工場を除く。)の集積の程度が特に著しく高い地域として政令で定めるもの(以下「過度集積地域」という。)において産業業務施設を設置している者で当該産業業務施設を承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区へ移転しようとするものは、当該移転に関する計画(以下「移転計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その移転計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 移転計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 移転の概要

二 過度集積地域内にある産業業務施設に係る跡地の利用又は処分に関する事項

三 移転に伴う労務に関する事項

四 移転の実施時期

五 移転を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

六 その他政令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その移転計画が基本方針に照らし適切のものであり、かつ、当該移転計画に係る移転が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る移転計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

(認定の取消し)

第三十四条 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた移転計画(同条第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る移転を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従って移転を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(課税の特例)

第三十五条 認定事業者が認定計画に従って過度集積地域内にある事業用資産を譲渡して承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(不動産取得税の不均一課税に伴う措置)

第三十六条 地方税法第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、認定計画に従って過度集積地域内にある産業業務施設を承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区に移転した認定事業者について、当該移転により当該拠点地区において設置した産業業務施設のうち自治省令で定めるものの用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(産業業務施設跡地の利用)

第三十七条 国及び地方公共団体は、過度集積地域における産業業務施設の移転に係る当該産業業務施設の跡地が公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十八条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(土地利用に関する計画における配慮)

第三十九条 国及び地方公共団体は、過度集積地域において土地利用に関する計画を定めるに当たっては、過度集積地域における産業業務施設の集積の状況等を考慮し、当該計画が過度集積地域の都市としての健全な発展と秩序ある整備に資するように配慮しなければならない。

第五章 地域振興整備公団等の業務の特例

等

(地域振興整備公団の業務の特例)

第四十条 地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、公団法第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、承認基本計画に基づく指定地域に係る第一条に規定する整備を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認基本計画に係る拠点地区において公団が行う土地区画整理事業(土地区画整理法第三条の三第二項の規定により行うものに限る。)又は市街地再開発事業(都市再開発法第二条の二第五項第二号の規定により行うものに限る。)と併せて行うことが必要であると認められる宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合において当該施設を建設し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、産業業務施設の再配置を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において、産業業務施設の用に供する業務用地(これと併せて整備されるべき住宅及び

道路その他の施設の敷地を含む。以下「産業業務施設用地」という。を造成し、並びに当該産業業務施設用地の利用者の利便に供する施設を整備し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

二 承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において産業業務施設の再配置の促進に資する会議場施設、研修施設その他の施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務及び公団法第十九条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 承認基本計画に係る拠点地区における第一項第一号に規定する宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設の建設並びに当該施設の管理及び譲渡

二 承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区における産業業務施設用地の造成、管理及び譲渡並びに当該産業業務施設用地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該産業業務施設用地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

三 承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区における前項第二号に規定する施設の整備
四 地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進のため

に必要な調査

五 第一号から第三号までに掲げる業務に関連する技術的援助並びに地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進のための計画の策定に係る技術的援助

(公団の行う投資の特例)

第四十一条 公団は、公団法第十九条の三の規定によるもののほか、内閣総理大臣及び建設大臣の認可を受けて、前条第一項第一号の業務によつて建設された事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務を行う事業に投資(融資を含む。次条において同じ。)をすることができ

2 内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(公団法の特例)

第四十二条 前二条の規定により公団の業務又は投資が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項及び第二項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第三項に規定する業務」と、同条第五項中「並びに同項第八号の業務」とあるのは、「同項第八号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第一号及び第二項第一号の業務」と、同条第六項中「同項

第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第一号の業務で第一項第一号の業務」と、「及び同項第八号の業務」とあるのは、「同項第八号の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の二第二項中「及び同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第一号の業務で前条第一項第一号の業務と併せて行なうもの」と並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第一号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第二号又は第七号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号若しくは第七号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第二号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第二号及び第七号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号及び第七号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第二号の業務」と、公団法第二十四条の二中「第一号及び第二号の業務(以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「第一号及び第二号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項並びに第三

項第二号及び第三号の業務に係るもの並びに同項第四号及び第五号の業務並びに第十九条の三の規定による投資で産業業務施設の再配置の促進に係るもの(以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五条第一項及び第三項並びに第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定(第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。）」とあるのは「この法律の規定(第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。）」及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十一条第一項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条」と、「第十九条の三」とあるのは「第十九条の三及び同法第四十一条第一項」とする。

(通信・放送機構の業務の特例)

第四十三条 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。第二十八条第一項に規定する業務のほか、指定地域の電気通信の高度化を促進するため、次の業務を行う。
一 承認基本計画に係る拠点地区において、電気通信の用に供する施設であつて、企業等の業務の円滑な実施に資する電気通信の利便性を効果的に高めるための機能を有する共同利用施設(これと一体的に設置される電気通信技術に関する情報を提供し、並びに照会及

び相談に應ずるための施設を含む。)の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。(業務の委託等)

第四十四条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、その業務とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替えるものとする。

(機構法の特例)
第四十五条 第四十三条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務

施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務(以下「再出資業務」という。)」と、同条第三項中又は」とあるのは、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七条第一項、第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「再出資業務」と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十二条に規定する業務(以下「研究開発出資業務等」という。)」と、

機構法第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」と、

機構法第四十三条第一項第一号中、「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務)とあるのは、若しくは第二十九条第一項の規定による認可(再出資業務に係るものを除く。)、第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。)、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究

開発出資業務等)と、同条第二項第一号中又はは「この規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に係るものを除く。)」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に係るものを除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条」とする。

開発出資業務等)と、同条第二項第一号中又はは「この規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に係るものを除く。)」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に係るものを除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条」とする。

(卸売市場法の特例)
第四十六条 一部事務組合で次に掲げる要件に該当するものについては、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第八号第一号に掲げる都道府県又は市が加入していないものであつても、これを同条第二号に該当する地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

一 当該一部事務組合を組織する市町村(指定地域を管轄するものに限る。)の総人口が卸売市場法第八号第一号に規定する数以上であること。

二 前号に規定する市町村の一以上が卸売市場法第五条第一項の中央卸売市場整備計画において定められた同法第二条第三項の中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するものであること。

(地方住宅供給公社法の特例)
第四十七条 住宅の需要の著しい政令で定める指定地域内の地域社会の中心となる地方都市である政令で定める市及び当該指定地域内の他の市町村の全部又は一部は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)第八条及び第四十三条の規定にかかわらず、共同して地方住宅供給公社を設立することができる。

2 前項の規定により設立された地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社法第十二条第四項中「都道府県知事(市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。)」とあり、同法第二十七条、第三十二条第一項、第四十条第一項、第四十一条(第四十二条第一項において準用する場合を含む。及び第四十二条第一項中「都道府県知事等」とあり、同法第四十二条第一項中「都道府県知事」とあり、並びに同条第二項中「都道府県知事又は市長」とあるのは「設立団体である市町村の長」と、同法第四十二条第一項中「都道府県知事若しくは市長」とあるのは「若しくは設立団体である市町村の長」と、同法第四十九条第一号中「都道府県知事又は市長」とあるのは「又は設立団体である市町村の長」とする。

3 第一項の規定により設立された地方住宅供給公社は、土地区画整理法、都市再開発法及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の適用については、市のみが設立した地方住宅供給公社とみなす。

一 当該一部事務組合を組織する市町村(指定地域を管轄するものに限る。)の総人口が卸売市場法第八号第一号に規定する数以上であること。

第六章 雑則

(主務大臣)

第四十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による基本方針の公表及び同条第五項の規定による基本方針の変更に関する事項については、国土厅长官、農林水産大臣、通商産業大臣、郵政大臣、建設大臣及び自治大臣
- 二 第四条第二項の規定による協議に関する事項については、国土厅长官、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣
- 三 第三十三条の規定による認定及び第三十四条の規定による認定の取消し並びに第三十八条の規定による報告の徴収に関する事項については、通商産業大臣及び当該産業業務施設において行われる事業を所管する大臣

(政令への委任)

第四十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第五十条 第二十一条第六項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下

の罰金に処する。
第五十一条 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十三条 第四十四条第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十三条から第四十五条まで、第五十三条及び附則第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、地方拠点都市地域に関する諸事情の変化等に対応して、この法律の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(借地権に関する経過措置)
第三条 借地借家法が施行されるまでの間においては、第二十条第一項中「借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権」とあるのは、「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条に規定する借地権」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(土地区画整理法の一部改正)
第五条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

- 第三条の三第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項に規定するもののほか、地域振興整備公団は、建設大臣が地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域のうち特に一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認められる場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

(地域振興整備公団法の一部改正)
第六条 地域振興整備公団法の一部を次のように改正する。

- 第二十一条の二中「第三条の三第一項」を「第三条の三第一項又は第二項」に改める。
- 第三十六条第三号中「業務以外」を「業務並びに第十九条の三の規定による投資以外」に、「行なった」を「行つた」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第七条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項第二号中「含む。」の下に「又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるもの(その周辺の地域を含む。)」を加え、同項第三号に次のように加える。
- 二 前号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地

第二条第一項中「前条第一項第一号の土地」の下に「若しくは同項第三号の土地(同号ニ掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるものに限る。)」を加える。
(都市計画法の一部改正)
第八条 都市計画法の一部を次のように改正する。

- 第十条の二第一項に次の一号を加える。
- 四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)第十九条第一項の規定による拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

(都市再開発法の一部改正)
第九条 都市再開発法の一部を次のように改正する。

- 第二条の二第五項を次のように改める。

5 地域振興整備公団は、建設大臣が次に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該事業を施行することができる。

一 地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備を行うため地域振興整備公団が宅地の造成と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業

二 前号に規定するもののほか、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第...

号)第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区の全部又は一部について行い市街地再開発事業

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「第二十一条第一項の下に」若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第...号)第二十八条第一項「を」加える。

第三十四条の二第二項第十四号中「若しくは大都市地域住宅等供給促進法」を、大都市地域住宅等供給促進法に改め、「含む。」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十一条第三

項」を、「特定土地区画整理事業の下に」若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による拠点整備土地区画整理事業」を、「第二十一条第一項」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項」を加える。

十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第一項に規定する過度集積地域内にある事務所又は研究所として使用されている建物(同法第二条第三項に規定する産業業務施設(以下この号において「産業業務施設」という。)に該当するものに限るものとし、貸付けの用に供されているものを除く。)及びその敷地の用に供されている土地等、

次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ 当該過度集積地域から地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項に規定する承認基本計画に係る同法第六条第三項に規定する拠点地区への当該事務所又は研究所の移転(政令で定めるものに限る。)で同法第三十四条に規定する認定計画に従って行われるものに伴い譲渡をされるものであること。

ロ 当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものであること。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十七号」を「第十八号」に、「第十五号」を「第十六号」に改め、「第十号」の下に「又は第十一号」を加え、同項の表の第一号の下欄中「第十二号」を「第十三号」に改め、同表中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

上欄のイに規定する拠点地区内にある産業業務施設の用に供される土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置

第三十七条の三第二項第一号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項第二号中「第十号」の下に「又は第十一号」を加える。

第四十四条の八の次に次の一条を加える。(特定の拠点地区における産業業務施設の特例) 別償却)

第四十四条の九 青色申告書を提出する法人が、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行の日から平成六年三月三十一日までの間に行われた同法第六条第六項の承認(同法第七条第一項の承認を含む。)に係る同法第六条第一項の承認を含む。)に定める同法第三項の拠点地区の区域内において、当該承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に、同法第二条第三項に規定する産業業務施設に該当する事務所若しくは研究所の建物及びその附属設備のうち政令で定める規模のもの(貸付けの用に供するものを除く。以下この項において「産業業務施設」という。)でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業業務施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該産業業務施設(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該産業業務施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該産業業務施設の取得価額

の百分の十二に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十二條の三第四項第五号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

第六十五條第一項中「第二十一條第一項」の下に「又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八條第一項」を加える。

第六十五條の四第一項第十四号中「若しくは大都市地域住宅等供給促進法」を、大都市地域住宅等供給促進法に改め、「含む。」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二條第三項」を、「特定土地区画整理事業」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による拠点整備土地区画整理事業」を、「第二十一條第一項」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八條第一項」を加える。

第六十五條の七第一項の表以外の部分中「第十八号」を「第十九号」に、「第十六号」を「第十七号」に、「第十号の場合の同号」を「第十号又は第十一号の場合のこれらの号」に改め、同項の表の第一号の下欄中「第十二号」を「第十三号」に改め、同表中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

平成四年五月二十九日 参議院會議録第十八号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三條第一項に規定する過度集積地域内にある事務所又は研究所として使用されている建物(同法第二條第三項に規定する産業業務施設(以下この号において「産業業務施設」という。)に該当するものに限るものとし、貸付けの用に供されているものを除く。)及びその敷地の用に供されている土地等で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ 当該過度集積地域から地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八條第一項に規定する承認基本計画に係る同法第六條第三項に規定する拠点地区への当該事務所又は研究所の移転(政令で定めるものに限る。)で同法第三十四條に規定する認定計画に従って行われるものに伴い譲渡をされるものであること。

上欄のイに規定する拠点地区内にある産業業務施設の用に供される土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置

ロ 当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるものとして政令で定めるものであること。

第六十五條の七第十項第二号中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第六十五條の八第一項中「第十六号」を「第十七号」に、「第十号の場合の同号」を「第十号又は第十一号の場合のこれらの号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第十一條 前條の規定による改正後の租税特別措置法以下この条において「改正後の租税特別措置法」という。)第三十七條第一項及び第三十七

條の三第二項第二号の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七條第一項の表の第十一号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。
2 改正後の租税特別措置法第六十五條の七第一項及び第六十五條の八第一項の規定は、法人が施行日以後に行う改正後の租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の第十一号の上欄に掲げ

る資産の譲渡について適用する。
(地方税法の一部改正)
第十二條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十六号中「並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」を、「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」に改め、「(政令で定めるものに限る。)の用に供する不動産」の下に「並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)第四十條第二項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。)の用に供する不動産」を加える。

第七十三條の六第三項中「第二十一條第二項」の下に「及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八條第二項」を加える。
第五百八十六條第二項第一号の十の次に次の一号を加える。

一の十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八條第一項に規定する承認基本計画(以下この号において「承認基本計画」という。)において定められた同法第六條第三項に規定する拠点地区において同法第二條第三項に規定する産業業務施設の用に供する建物のうち政令で定めるものを建設した者で政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)及び承認基本計画において定められた同法第二項に規定する

拠点地区において当該承認基本計画に従つて同法第六條第四項に規定する教養文化施設等の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

附則第三十二條の三第十二項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第十五項中「第十三項まで」を「第十四項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の表の下欄中「第十三項まで」を「第十四項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 指定都市等は、事業所用家屋で地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八條第一項に規定する承認基本計画(平成六年三月三十一日までに同法第六條第六項の規定による承認(同法第七條第一項の規定による承認を含む。以下本項において同じ。)を受けたものに限る。)において定められた同法第二條第二項に規定する拠点地区において当該承認基本計画に従つて整備される同法第六條第四項に規定する教養文化施設等で政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該教養文化施設等に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該承認基本計画に係る同法第六項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一條の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場

合においては、第七百一條の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第二十項を同条第二十一項とし、同条第十六項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十五項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 前条第十四項に規定する教養文化施設等に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該教養文化施設等に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該教養文化施設等に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該教養文化施設等に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一條の三十四(事業に係る事業所税に關する部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。))から当該教養文化施設等に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一條の四十一第八項の

規定を準用する。

附則第三十八條第十一項及び第三十九條第一項中「附則第三十二條の三第十四項」を「附則第三十二條の三第十五項」に、「第十三項まで」を「第十四項まで」に改める。
(国土庁設置法の一部改正)

第十三條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第四條中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。
二十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。
第七條第一項中「第四條第二十一号」を「第四條第二十二号」に改める。
(農林水産省設置法の一部改正)

第十四條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十七号の三の次に次の一号を加える。
二十七の四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。
(郵政省設置法の一部改正)

第十五條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條中第七十号を第七十一号とし、第六十九号を第七十号とし、第六十八号の次に次の一号を加える。

六十九 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関すること。
第五條中第二十二号の二十一を第二十二号の二十二とし、第二十二号の二十の次に次の一号を加える。
二十二の二十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めると。

第六條第五項及び第六項中「第六十九号」を「第七十号」に改め、同条第八項中「第七十号」を「第七十一号」に改める。
(建設省設置法の一部改正)

第十六條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第十一号中「及び特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)」を「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。
(自治省設置法の一部改正)

第十七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第八号の二の次に次の一号を加える。
八の三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第五号第八号の二の次に次の一号を加える。
八の三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき、基本方針を定めること。

〔山本正和君登壇、拍手〕

○山本正和君 ただいま議題となりました地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を図るため、基本方針の策定、地方拠点都市地域の指定、基本計画の承認及び産業業務施設の移転計画の認定について定めるとともに、都市計画上の特例の創設、地方行財政上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、関係委員会との連合審査を行うとともに、他の地域振興立法との整合性、オフィス移転の可能性、本法における地方分権の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。環境特別委員長 長瀬上貞雄君。

審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十七日

環境特別委員長 長瀬上 貞雄

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本邦及び本邦以外の地域における絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、希少野生動植物種の個体の捕獲、譲渡等を規制し、国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地を生息地等保護区として指定

して工作物の設置等を規制するとともに、保護増殖事業の促進その他所要の措置を講ずるものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、野生動植物の保護は、国民的関心事であることを踏まえ、さらに我が国の国際的使命の重要性にかんがみ、国際協力及び国際貢献の一環としての野生動植物の種の保存活動に資することを目的として、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一 種の保存の観点から、生態系の機能を健全に保つための総合的対策を検討すること。

二 「希少野生動植物種」及び「生息地等保護区」の選定に当たっては、国の内外また官民を問わず、有識者、市民並びに各種機関の知見を積極的に徴すること。

三 「国際希少野生動植物種」は、ワシントン条約附属書Iの種に限定することなく、同条約の効果の実施に資するよう、その範囲を定めること。

四 「国際希少野生動植物種」については、ワシントン条約の実効性を高めるため、部分及び派生物並びにそれらの加工品まで規制の対象とすべく、その範囲を定めること。

五 「国際希少野生動植物種」のうち、学術研究を目的として輸入された個体及びその次世代以降の個体について、ワシントン条約の趣旨に沿った利用が行われるようその取り扱いに関する基準を設けること。

六 国庫に帰属した生きた「国際希少野生動植物種」の個体につき、原産国への返還を含め、必要な措置を採ること。

七 「国内希少野生動植物種」の「保護増殖事業」については、個体の増殖、生息環境の維持及び管理等を積極的に行うとともに、地方公共団体及び民間団体が行う保護増殖事業に対する技術的支援を行うこと。

八 希少野生動植物種を始めとする野生動植物の種の保存のために必要な措置を適切に実施するための体制の整備に努めるとともに、科学的調査、研究を強化すること。

九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の現状を把握し、本邦内外の希少野生動植物を含む野生動植物の種の保存に関して国民に対する普及啓発に努めるとともに、環境教育にも積極的に取り組むこと。

十 生物の多様性の重要性にかんがみ、海外の野生動植物の種の保存するため、原産国における個体及び生息環境の保護等に関し必要な技術、人材の育成その他の国際協力を推進すること。

十一 関係省庁及び地方公共団体等は、連携を密にし、野生動植物の種の保存の一層の推進を図ること。

右決議する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成四年五月二十九日 参議院會議録第十八号 絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律案

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律案

絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 個体の取扱いに関する規制
 - 第一節 個体の所有者の義務等(第七条—第八条)
 - 第二節 個体の捕獲、譲渡し等の禁止(第九—第十九条)
 - 第三節 国際希少野生動物種の個体の登録(第二十—二十九条)
 - 第四節 特定国内希少野生動物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制(第三十—第三十三条)
- 第三章 生息地等の保護に関する規制
 - 第一節 土地の所有者の義務等(第三十四—第三十五条)
 - 第二節 生息地等保護区(第三十六—第四十四条)
- 第四章 保護増殖事業(第四十五—第四十八条)
- 第五章 雑則(第四十九—第五十七条)
- 第六章 罰則(第五十八—第六十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、野生動物種が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 国は、野生動物種の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)が置かれている状況を常に把握するとともに、絶滅のおそれのある野生動物種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

3 国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に寄与するように努めなければならない。

第三条 この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(定義等)

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動物種の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動物種」とは、次項の国内希少野生動物種、第四項の国際希少野生動物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動物種の種であって、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物種の種(国内希少野生動物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物種であって、政令で定めるものをいう。

- 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
 - 二 国際的に協力して種の保存を図るときに留意するものでないこと。
- 6 内閣総理大臣は、前三項の政令の制定又は改

廃に当たってその立案をするときは、自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

(緊急指定種)

第五条 環境庁長官は、国内希少野生動物種及び国際希少野生動物種以外の野生動物種の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 環境庁長官は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4 環境庁長官は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動物種の種を官報で公示しなければならない。

5 指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。

6 環境庁長官は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によって」と読み替えるものとする。

(希少野生動物種保存基本方針)

第六条 内閣総理大臣は、自然環境保全審議会の意見を聴いて希少野生動物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるとする。

2 前項の基本方針(以下この条において「希少野生動物種保存基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する基本構想

二 希少野生動物種の選定に関する基本的な事項
三 希少野生動物種の個体(卵及び種子並びに個体、卵及び種子の加工品で、政令で定めるもの(第三十条第二項において「加工品等」という。)を含む。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項
四 国内希少野生動物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

五 保護増殖事業(国内希少野生動物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動物種の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。)に関する基本的な事項
六 前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、希少野生動物種保存基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
4 第一項及び前項の規定は、希少野生動物種保存基本方針の変更について準用する。
5 この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動物種保存基本方針と調和するものでなければならない。

第二章 個体の取扱いに関する規制
第一節 個体の所有者の義務等
(個体の所有者等の義務)
第七条 希少野生動物種の個体の所有者又は占有者は、希少野生動物種を保存することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。
(助言又は指導)
第八条 環境庁長官は、希少野生動物種の保存のため必要があると認めるときは、希少野生動物種の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに必要の助言又は指導をすることができる。
第二節 個体の捕獲、譲渡し等の禁止
(捕獲等の禁止)
第九条 国内希少野生動物種及び緊急指定種(以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動物種等」という。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 次条第一項又は第二項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として総理府令で定める場合
三 人の生命又は身体保護その他の総理府令で定めるやむを得ない事由がある場合
(捕獲等の許可)
第十条 学術研究又は繁殖の目的その他総理府令で定める目的で国内希少野生動物種等の生きている個体の捕獲等しようとする者(次項に規定する者を除く)は、環境庁長官の許可を受けなければならない。
第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で特定国内希少野生動物種の生きている個体の捕獲等しようとする者は、環境庁長官及び農林水産大臣の許可を受けなければならない。
3 第一項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。
4 環境庁長官は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
二 捕獲等によって国内希少野生動物種等の保存に支障を及ぼすおそれがあること。
三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
5 環境庁長官は、国内希少野生動物種等の保存のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。
6 環境庁長官は、第一項の許可をしたときは、総理府令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
7 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして総理府令で定めるところは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事することを証明する従事者証の交付を受けることができる。
8 第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第六項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
9 第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第六項の許可証又は第七項の従事者証を携帯しなければならない。
10 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の総理府令で定める方法により適切に取り扱わなければならない。
11 第三項から第六項までの規定は第二項の許可について、第七項及び第八項の規定は第二項の許可を受けた者について、第九項の規定は第二項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者について、前項の規定は第二項の許可を受けて捕獲等をした者について準用する。この場合において、第三項、第六項から第八項まで及び前項中「総理府令」とあるのは「総理府令、農林水産省令」と、第三項から第八項までの規定中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び農林水産大臣」と、第四項第一号中「第一項に規定する目的」とあるのは「第二項に規定する目的」と、第五項中「国内

平成四年五月二十九日 参議院会議録第十八号

絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律案

官 報 (号 外)

希少野生動植物種の保存のため必要がある」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要がある」と読み替えるものとする。
(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第十一條 環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者が同条第十項の規定に違反し、又は同条第五項の規定により付された条件に違反した場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分を違反した場合において国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、前条第二項の許可を受けた者について準用する。この場合において、前二項中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び農林水産大臣」と、第一項中「国内希少野生動植物種の保存のため必要がある」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要がある」と、前項中「国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼす」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資することにより支障を及ぼす」と読み替えるものとする。
(譲渡し等の禁止)
第十二條 希少野生動植物種の個体は、譲渡し若

しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合
二 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等をする場合
三 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等をする場合
四 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の譲渡し等をする場合
五 希少野生動植物種の個体の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であつて総理府令で定める場合

六 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として総理府令で定める場合
2 環境庁長官は、前項第五号又は第六号の総理府令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、農林水産大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。
(譲渡し等の許可)
第十三條 学術研究又は繁殖の目的その他総理府令で定める目的で希少野生動植物種の個体の譲渡し等をしようとする者(前条第一項第二号から第六号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く)は、環境庁長官の許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申

請をしなければならない。
3 環境庁長官は、前項の申請に係る譲渡し等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
一 譲渡し等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
二 譲受人又は引取人が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により譲受け又は引取りに係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
4 第十条第五項の規定は第一項の許可について、同条第十項の規定は第一項の許可を受けて譲受け又は引取りをした者について、前条第二項の規定は第一項の総理府令の制定又は改廃について準用する。この場合において、第十条第十項中「その捕獲等に係る個体」とあるのは、「その譲受け又は引取りに係る個体」と読み替えるものとする。
(譲渡し等許可者に対する措置命令)
第十四條 環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において適用する第十条第十項の規定に違反し、又は前条第四項において適用する第十条第五項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(輸出入の禁止)
第十五條 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出入又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的で

るものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。
2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。
(違法輸入者に対する措置命令等)
第十六條 通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けずに特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体を返送することを命ずることができる。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けずに特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体を輸入した者からその個体とその承認を受けないで輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項の規定に違反してその個体の譲受けをした者がいる場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体を返送することを命ずることができる。

8 通商産業大臣が第一項の規定による命令をした場合又は環境庁長官及び通商産業大臣が前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る返送をしないときは、通商産業大臣又は環境庁長官及び通商産業大臣(第五十二条において「通商産業大臣等」という。は、自らその個体を前二項に規定する施設その他の場所に返送するとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

(陳列の禁止)

第十七条 希少野生動物植物種の個体は、販売又は頒布をする目的で陳列をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動物植物種の個体、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動物植物種等の個体及び第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体の陳列をする場合その他希少野生動物植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として総理府令で定める場合は、この限りでない。

(陳列をしていない者に対する措置命令)

第十八条 環境庁長官は、前条の規定に違反して希少野生動物植物種の個体の陳列をしていない者に対し、陳列の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動物植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動物植物種の

個体の捕獲等、譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、希少野生動物植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
一 環境庁長官 第十条第一項若しくは第十三条第一項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動物植物種の個体の陳列をしている者
二 環境庁長官及び農林水産大臣 第十条第二項の許可を受けている者
三 環境庁長官及び通商産業大臣 特定国内希少野生動物植物種以外の希少野生動物植物種の個体で輸入されたものの譲受けをした者
四 通商産業大臣 特定国内希少野生動物植物種以外の希少野生動物植物種の個体を輸入した者

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
8 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 登録
第二十條 国際希少野生動物植物種の個体の登録(以下この節において「登録」という。)を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に登録の申請をしなければならない。

2 前項の登録(以下この節において「登録」という。)を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に登録の申請をしなければならない。

3 環境庁長官は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、総理府令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。
4 登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体の正当な権原に基づく占有者は、前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)でその個体に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

5 第十二条第二項の規定は、第二項の総理府令の制定又は改廃について準用する。
第二十一条 登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体に係る登録票を備え付けておかなければならない。

2 登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体の譲渡し等は、その個体に係る登録票とともにしなければならない。
3 登録票は、その登録票に係る国際希少野生動物植物種の個体とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

4 登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体の譲受け又は引取りをした者は、総理府令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に環境庁長官にその旨を届け出なければならない。
第二十二条 登録票(第二号に掲げる場合)においては、回復した登録票は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その

日から起算して三十日を経過する日までの間に環境庁長官に返納しなければならない。
一 登録票に係る国際希少野生動物植物種の個体を占有しないこととなった場合(登録票とともにその登録票に係る国際希少野生動物植物種の個体の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。)

二 第二十条第四項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合
2 第二十条第四項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動物植物種の個体を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境庁長官に返納した後その個体を回復した場合について準用する。
(指定登録機関)

第二十三条 環境庁長官は、総理府令で定めるところにより、前三条に規定する環境庁長官の事務(以下この節及び第六十三条第一号において「登録関係事務」という。)のうち総理府令で定める個体に関するものを、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人でその登録関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境庁長官がその申請により指定するものに行わせることができる。

2 環境庁長官は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定(以下第二十六条までにおいて「指定」という。)をしてはならない。
一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受け

官 報 (号 外)

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十六条第三項又は第四項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち次のイ又はロのいずれかに該当する者があること。

イ この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十六条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3 環境庁長官は、指定をしたときは、指定に係る個体に関する登録関係事務を行わないものとする。

4 環境庁長官は、指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

5 指定を受けた法人(以下この節及び第六十三条において「指定登録機関」という。)がその登録関係事務を行う場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「環境庁長官」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(指定登録機関の遵守事項等)

第二十四条 指定登録機関は、その登録関係事務の開始前に、総理府令で定めるところにより、その登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に

(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、指定を受けた後滞滞なく)環境庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境庁長官に提出しなければならない。

4 指定登録機関は、環境庁長官の許可を受けなければ、その登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 環境庁長官は、指定登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6 環境庁長官が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第四項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境庁長官が第二十六条第三項若しくは第四項の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、総理府令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十五条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職に就いた者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定登録機関に対する監督命令等)

第二十六条 環境庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その登録関係事務に関し監督上必要な事項を命ずることができる。

2 環境庁長官は、指定登録機関の役員が第二十四条第一項から第四項まで若しくは前条第一項の規定に違反する行為をしたとき、第二十四条第一項の規程によらないでその登録関係事務を実施したとき、又は前項の規定による命令に違反する行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 環境庁長官は、指定登録機関が第二十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

4 環境庁長官は、指定登録機関が第二十四条第一項から第四項までの規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその登録関係事務を実施したとき、第一項又は第二項の規定による命令に違反したときその他その登録関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

5 第二十三条第四項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条 環境庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指

定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十八条 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境庁長官に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(手数料)

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関)に納めなければならない。

一 登録を受けようとする者

二 登録票の再交付を受けようとする者

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第四節 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制

(特定事業の届出)

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡し(業務に伴う事業(以下この節及び第六十一条第二号において「特定事業」という。)を行おうとする者(次項に規定する者を除く。))は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境庁

長官及び農林水産大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定国内希少野生動物植物種の個体の譲渡し又は引渡し業務を行うための施設の名称及び所在地

三 譲渡し又は引渡し業務の対象とする特定国内希少野生動物植物種

四 前三号に掲げるもののほか、総理府令、農林水産省令で定める事項

2 特定事業のうち加工品等に係るものを行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境庁長官及び加工品等の種別に応じて政令で定める大臣(以下この節において「特定大臣」という。)に届け出なければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣及び特定大臣の発する命令で定める事項

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特定事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を環境庁長官及び農林水産大臣に届け出なければならぬ。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による届出に関し必要な事項は、総理府令、農林水産省令で定める。

5 第三項の規定は第二項の規定による届出をした者について、前項の規定は第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定大臣」

と、前項中「総理府令、農林水産省令」とあるのは「内閣総理大臣及び特定大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定事業を行う者の遵守事項)

第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者は、その特定事業に関し特定国内希少野生動物植物種の個体の譲渡し又は引取りをするときは、その個体の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

一 その個体が繁殖させたものであるか又は捕獲され、若しくは採取されたものであるかの別

二 その個体が繁殖させたものであるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 その個体が捕獲され、又は採取されたものであるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所

2 前条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者は、総理府令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定国内希少野生動物植物種の個体の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3 前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「総理府令、農林水産省令」とあるのは、「内閣総理大臣及び特定大

臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定事業を行う者に対する指示等)

第三十二条 環境庁長官及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違反した場合においてその特定事業を適正化して希少野生動物植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることが出来る。

2 環境庁長官及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定事業を適正化して希少野生動物植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定事業に係る特定国内希少野生動物植物種の個体の譲渡し又は引渡し業務の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

3 前二項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定大臣」と、第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第三十三条 環境庁長官及び農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者に対し、その特定事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定事業を行うため

の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが出来る。

2 前項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「農林水産大臣」とあるのは、「特定大臣」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第三十四条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動物植物種の保存に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第三十五条 環境庁長官は、国内希少野生動物植物種の保存のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることが出来る。

第二節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第三十六条 環境庁長官は、国内希少野生動物植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、そ

官報(号外)

の個体の分布状況及び生息その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 環境庁長官は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、自然環境保全審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 環境庁長官は、指定をしようとするときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指定案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならぬ。

5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境庁長官に指定案についての意見書を提出することができる。

6 環境庁長官は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 環境庁長官は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を官報

で公示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

9 環境庁長官は、生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の規定による公示」とあるのは、「第十項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

11 生息地等保護区の区域内(次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内)において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(管理地区)

第三十七条 環境庁長官は、生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認められる区域を管理地区として指定することができる。

2 環境庁長官は、管理地区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化を

他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

3 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第三項、第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4 管理地区の区域内(第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第四十条第一項及び第四十一条第一項において同じ。)においては、次に掲げる行為(第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境庁長官が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、環境庁長官の許可を受けなければならない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼ

させること。

六 木竹を伐採すること。

七 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして環境庁長官が指定する野生動植物種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

八 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて環境庁長官が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の環境庁長官が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 第七号の規定により環境庁長官が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

十一 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境庁長官が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして環境庁長官が指定する物質を散布すること。

十三 火入れ又はたき火をすること。

十四 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として環境庁長官が定める方法によりその個体を観察すること。

5 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。

6 環境庁長官は、前項の申請に係る行為が第三項において準用する前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第四項の許可をしないことができる。

7 環境庁長官は、国内希少野生動物種の保存のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四項の許可に条件を付することが出来る。

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に環境庁長官に総理府令で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることが出来る。

9 次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。
一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
二 通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるもの
三 木竹の伐採で、環境庁長官が農林水産大臣と協議して管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第一号に掲げる行為であつて第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に環境庁長官にその旨を届け出なければならぬ。

(立入制限地区)

第三十八条 環境庁長官は、管理地区の区域内で国内希少野生動物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認めるところを、立入制限地区として指定することができる。

2 環境庁長官は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。)の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境庁長官は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除しよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、環境庁長官が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
二 通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるものをするために立ち入る場合
三 前二号に掲げるもののほか、環境庁長官がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第三十六条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第七項中「その旨並び

に指定の区域、指定に係る国内希少野生動物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは、「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替へるものとする。

(監視地区)

第三十九条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(次条第一項及び第四十一条第一項において「監視地区」という。)の区域内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境庁長官に総理府令で定める事項を届け出なければならない。

2 環境庁長官は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があつた場合において届出に係る行為が第三十六条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

3 前項の規定による命令は、届出があつた日から起算して三十日(三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があつた日から起算して六十日を超えない範囲内で環境庁長官が定める期間)を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 環境庁長官は、前項の規定により期間を定めるときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日(第三項の規定により環境庁長官が期間を定めるときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、環境庁長官が国内希少野生動物種の保存に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。
一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
二 通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるもの
三 第三十六条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為
(措置命令等)

40条 環境庁長官は、国内希少野生動物種の保存のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることが出来る。
2 環境庁長官は、第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項の規定に違反した者、第三十七条第七項(第三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をしない

官 報 (号 外)

で同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 環境庁長官は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないうときは、自ら原状回復をし、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

(報告徴収及び立入検査等)
第四十一条 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が国内希少野生動植物種

の保存に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第四十二条 環境庁長官は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境庁長官は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第四十三条 第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分について、処分庁が誤って審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

(損失の補償)

第四十四条 国は、第三十七条第四項の許可を受けることができないため、同条第七項の規定により条件を付されたため又は第三十九条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、環境庁長官にその請求をしなければならない。

3 環境庁長官は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第四章 保護増殖事業

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境庁長官及び保護増殖事業を行うおとする国の行政機関の長(第三項において「環境庁長官等」という。)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖

事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 環境庁長官等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であつてその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境庁長官のその旨の認定を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができる、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境庁長官の認定を受けることができる。

4 環境庁長官は、前項の認定をしたときは、総理府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第四十七条 認定保護増殖事業等(国の保護増殖事業、前条第二項の認定を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。)は、第四十五

条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九條、第三十七條第四項及び第十項、第三十八條第四項、第三十九條第一項並びに第五十四條第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設を設置に協力するように努めなければならない。

4 環境庁長官は、前条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第四十八條 第四十六條第二項の認定又は同条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第四十五條第一項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなつたときは、その旨を環境庁長官に通知しなければならない。

2 環境庁長官は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第四十六條第二項の認定又は同条第三項の認定を取り消すものとする。

3 環境庁長官は、第四十六條第三項の認定を受けた保護増殖事業が第四十五條第一項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ

なくなつたと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第五章 雑則

(調査)

第四十九條 環境庁長官は、野生動物種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この法律に基づく命令の改廃、この法律に基づく指定又はその解除その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

(取締りに従事する職員)

第五十條 環境庁長官又は農林水産大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第八條、第十一條第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、第十四條、第十八條、第十九條第一項、第三十五條、第四十條第一項若しくは第二項又は第四十一條第一項に規定する権限(農林水産大臣にあっては、第十一條第三項において準用する同条第一項及び第十九條第一項に規定する権限に限る。)の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境庁長官又は農林水産大臣の権限の一部を行う職員(次項において「希少野生動物種保存取締官」という。)は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、希少野生動物種保存取締官に關し必要な事項は、政令で定める。

(希少野生動物種保存推進員)

第五十一條 環境庁長官は、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生動物種保存推進員を委嘱することができる。

2 希少野生動物種保存推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 絶滅のおそれのある野生動物種の種が置かれている状況及びその保存の重要性について啓発をすること。

二 絶滅のおそれのある野生動物種の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。

三 希少野生動物種の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生動物種の保存のため必要な助言をすること。

四 絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする。

3 希少野生動物種保存推進員は、名誉職とし、その任期は三年とする。

4 希少野生動物種保存推進員が希少野生動物種の個体に関する調査で総理府令で定めるもののために捕獲等については、第九條の規定は、適用しない。

5 環境庁長官は、希少野生動物種保存推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠つたとき、又はこの法律の規定に違反し、その他希少野生動物種保存推進員たるに

ふさわしくない非行があつたときは、これを解嘱することができる。

(負担金の徴収方法)

第五十二條 環境庁長官が第四十條第三項の規定により、又は通商産業大臣等が第十六條第三項の規定により費用を負担せよとするときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、その負担せよとする費用(以下この条において「負担金」という。)の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならない。

2 環境庁長官又は通商産業大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。

3 環境庁長官又は通商産業大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

4 環境庁長官又は通商産業大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金(以下この条において「延滞金」という。)を納付しないときは、国税の滞納処分の場合により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合におけ

る負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(地方公共団体に対する助言その他の措置)

第五十三条 国は、地方公共団体が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に對し、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国等に関する特例)

第五十四条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第八条、第九条、第十二条第一項、第三十五条、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第六号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、総理府令で定める場合を除き、あらかじめ環境庁長官に協議しなければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第三十七条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第十項若しくは第三十九条第一項の規定により

届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、総理府令で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、環境庁長官にその旨を通知しなければならない。

(権限の委任)

第五十五条 この法律に定める環境庁長官の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(総理府令への委任)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条、第十二条第一項、第十五条第一項又は第三十七条第四項の規定に違反した者
- 二 第十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者
- 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

- 一 第十条第五項(同条第十二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)、又は第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 二 第十八条又は第三十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十条第一項の登録を受けた者
- 四 第三十八条第四項の規定に違反した者
- 第六十条 第二十五条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条又は第三十九条第五項の規定に違反した者
- 二 第三十条第一項又は第二項の規定による届出をしないで特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十八条第五項において準用する第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 四 第三十九条第一項の規定による届出をしな
- い
- いで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- 五 第三十九条第二項の規定による命令に違反した者
- 第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第九項(同条第十一項において準用

- する場合を含む。))の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- 二 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十条第四項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。))の登録票の再交付を受けた者
- 四 第二十一条、第二十二條第一項又は第三十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 五 第三十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 六 第四十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 七 第四十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第九項(同条第十一項において準用する場合を含む。))の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- 二 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十条第四項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。))の登録票の再交付を受けた者
- 四 第二十一条、第二十二條第一項又は第三十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 五 第三十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 六 第四十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 七 第四十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

官報(号外)

第三条第三項中「特殊鳥類(特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)第二条第一項に規定する特殊鳥類をいう。)」を「国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第 号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第十二条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)」を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。

第十三条 環境庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十八号)」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十四条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。第四条第六十一号の次に次の一号を加える。

る。

第六十一の二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第二十九条中「第六十二号」を「第六十一号の二」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。十四の二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

〔湖上貞雄君登壇、拍手〕

○湖上貞雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る体系的な制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、希少野生動植物種の個体の捕獲、譲渡、輸出入、陳列等は原則として禁止する。第二は、国内希少野生動植物種の個体の重要な生息地を生息地等保護区として指定し、工作物の設置、土地の形質変更等の改変行為を許可制とした

は届け出制とし、これを保護する。

第三は、国内希少野生動植物種については、その個体をふやすための事業として、保護増殖事業計画を定めて保護増殖事業を推進するなどとしております。

なお、この法律の制定に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律は廃止することといたしております。

委員会におきましては、ワシントン条約の趣旨に沿った国内規制の強化、生態系の保全と本法律のあり方、野生動植物の現状把握と種の選定、生息地等保護区の選定手続、本法律の運用に不可欠の国民参加の要請と環境庁の人員、予算措置、絶滅危惧種の存在と開発行為の規制方策などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第三 証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長竹山裕君。

審査報告書

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十八日 大蔵委員長 竹山 裕

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の

公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るほか、所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、平成四年度一般会計予算に証券取引等監視委員会及び証券取引等の監視に必要な経費として約一億六千六百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 証券市場に対する国民の信頼を確保する努力を引き続き行うとともに、自己責任原則に基づく明確なルールの下で公正な取引を行うという基本的な原則の周知徹底に努め、市場の活性化につながる透明、かつ、健全な市場の実現を図ること。

一 証券取引等監視委員会の委員の人選に当たっては、行政部門からの独立性・中立性を確保する観点から、これを担保し得る、かつ、専門的知識を持った適任者を選任すること。また、委員会を担う事務局職員についても委員会設置の趣旨を勘案して幅広く人材を求めること。

一 委員会の職務遂行の万全を期するため、事務局体制の充実を図るとともに、委員会の所掌事務及び組織のあり方については、その運営状況を踏まえ社会経済情勢の変化にも対応しつつ、適切な見直しに努めること。

一 大蔵大臣は、金融機関等検査の実施方針その他の基本的事項に関する委員会の意見を尊重して事務運営を行うよう努めるとともに、委員会が大蔵大臣に対して勧告、建議等を行った場合には迅速、適切に対応すること。

一 委員会は、勧告、建議等の内容及びその実施状況を公表するに当たって、検査等、事務処理状況の実態についても国民に十分理解されるよう配慮すること。

一 自主規制機関である証券業協会及び証券取引所が、自ら証券取引のルール違反を監視し、処分する仕組みと慣行を確立し、自主規制機関としての本来の使命を十分果たし得るよう努めること。

一 今般の証券会社による損失補てん等一連の証券不祥事によって、投資者の信頼が著しく損なわれたことにかんがみ、早急に、いわゆる「とばし」等の是正を図るとともに、暴力団の不当な介入を排除するため自主的な対策の確立及び捜査機関との連携・協力体制を強化すること。一 行き過ぎた大量推奨販売行為や相場操縦的行為についての禁止規定の運用等に当たっては、

積極的に公正、かつ、厳正に行うこと。

一 証券行政の透明化を図るため通達等を全面的に見直し、可能な限り法令に移行する措置を講ずるとともに、極力、その整理・統合に努めること。

一 投資者保護の観点から、投資顧問業者及び投資信託委託会社の業務の健全性を図るため、その独立性の確保に努めること。右決議する。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年五月二十一日

兼議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

証券取引法の一部改正

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 証券業協会」を「第四章 証券業協会」を
第一節 第一節
第二節 第二節
第三節 第三節
第四節 第四節
第五節 第五節

「第六章 仲介証券取引審議会」を
「第七章 証券取引審議会」を
「第八章 証券取引審議会」を
「第九章 罰則」を
「第十章 罰則」を
「第十一章 犯則事件の調査等」を

「第六章 有価証券の取引等に関する規制」
「第七章 仲介証券取引審議会」
「第八章 証券取引審議会」
「第九章 罰則」
「第十章 罰則」
「第十一章 犯則事件の調査等」
に改める。

第五條第一項第二号中「第百八十八條から第百九十條の三まで」を「第百六十三條から第百六十七條まで」に改める。

第十五條第一項中「第七十一條第三号」を「第六十四條の五第一項及び第五項、第六十六條の二、第六十八條第一項及び第二項、第七十九條の六第一項及び第二項」に、「並びに第百八十八條第二項」を、「第百六十三條第二項、第百六十八條第二項及び第三項並びに第百六十九條」に改める。

第四十九條の次に次の一条を加える。

第四十九條の二 証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第五十條第一項第一号中「騰貴し」を「騰貴し、」に改め、同項第二号中「上昇し」を「上昇し、」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

第五十条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十条の二第三項中「第五十七条の二第二項」を「第五十九条第二項」に改める。

第五十四条第一項中「証券会社の業務又は」を「証券会社の」に、「一」を「いづれかに」に、「変更」を「変更を命じ」に、「三箇月」を「三月」に、「定めてする」を「定めて」に、「停止」を「停止を命じ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 資本、準備金その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額が、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として大蔵省令で定めるものの合計額を下回り、又は下回るおそれがある場合として大蔵省令で定める場合

第五十四条第一項第三号中「業務又は」を削り、同条第二項を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

大蔵大臣は、証券会社の業務の状況が次の各号のいづれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、そ

の他監督上必要な事項を命じることができ

一 有価証券の買付け若しくは売付け又はその委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがある場合

二 前号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として大蔵省令で定める場合

第五十四条第三項中「第一項」を「前二項」に、「場合に、これを」を「場合について」に改める。

第五十八条から第六十条までを削り、第五十七条の三を第六十条とし、第五十七条の二を第五十九条とし、第五十七条を第五十八条とし、第五十六条を第五十七条とし、第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十六条 大蔵大臣は、前条の規定による権限（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第六十二条第三項中「提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならぬ」を「提出しなければならぬ」に改め、同項第二号中「行なつた」を「行つた」に改め、

「証券会社」の下に「第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関を含む。次条第一項並びに第六十四条の五第一項及び第五項において同じ。」を、「営業所」の下に「又は事務所」を加える。

第六十四条の三第一項中「一」を「いづれかに」に、「六箇月」を「二年」に改める。

第六十四条の四の次に次の三条を加える。

第六十四条の五 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条から第六十四条の七まで及び第六十六条の二において「協会」という。）に、第六十二条、第六十三条及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所属する証券会社の外務員に係るもの（以下この条及び第六十四条の七において「登録事務」という。）を行わせることができる。

大蔵大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第一項の規定により登録事務を行う協会は、第六十二条第五項の規定による登録、第六十四条の二の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の三第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

大蔵大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社の外務員が第六十四条の三第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、当該協会に通知して当該職員をして審問を行つた後、理由を示し同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

第六十四条の六 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

第六十四条の七 第六十四条の五第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十二条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第六十三条第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の三第一項の規定による処分について不服がある証券会社は、大蔵大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

第六十五条の二第三項中「及び第六十六条から第四十八条まで」を「第四十六条から第四十八条まで、第六十二条から第六十四条の四まで、第六十四条の六、第六十四条の七及び第六十六条の二」に改め、「この条」の下に「第六十六条第三項」を加え、「第五十条」を「第四十九条の二及び第五十条」に改め、同条第五項中「第

三号に限る。)、第五十七條の二及び第六章を「第五十九條及び第七章」に改め、「場合に」の下に「ついで」を加える。

第三章中第六十六條を第六十六條の四とし、第六十五條の三を第六十六條の三とし、第六十五條の二の次に次の二條を加える。

第六十六條 大蔵大臣は、前条第七項(同条第八項において読み替へて適用する場合を含む。)の規定による権限(国債証券等の売買その他の取引又は第六十五條第二項第二号に掲げる取引に係る第二條第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第六十六條の二 大蔵大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。第四章を次のように改める。

第四章 証券業協会

第一節 設立及び業務

第六十七條 証券業協会(以下この章において「協会」という。)は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とする。協会は、法人とする。

協会でない者は、証券業協会又はこれに類似する名称を用いてはならない。第六十八條 協会は、証券会社でなければ、これを設立することができない。証券会社は、協会を設立しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた金融機関は、認可を受けた業務を行う範囲において、前二項並びに第七十九條の六第一項及び第二項の規定の適用については、証券会社とみなす。

第六十九條 前条第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書で大蔵大臣に提出しなければならない。一 名称 二 事務所の所在の場所 三 役員及び協会の氏名又は名称 前項の認可申請書には、定款その他の規則その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第七十條 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。一 定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。一 認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。二 認可申請者が第三十五條第一項(第六十五條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその受けているすべての種類の免許(第六十五條の二第三項において準用する場合にあつては、認可)を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。三 役員のうち第三十二條第四号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。四 認可申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。第七十一條 大蔵大臣は、第六十九條第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可をすることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。大蔵大臣は、第六十八條第二項の規定による認可をすることとし、又はしないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面をもつて認可申請者に通知しなければならない。この場合において、認可をしない旨の通知には、その理由を示さなければならない。

第七十二條 大蔵大臣は、協会がその設立の認可を受けた当時第七十條第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その認可を取り消すことができる。第七十三條 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。第七十四條 協会の定款には、次に掲げる事項(第十一号に掲げる事項にあつては、次条第一項の登録に関する事務を行う協会に限る。)を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 協会員に関する事項
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 理事会その他の会議に関する事項
- 八 業務の執行に関する事項
- 九 規則の作成に関する事項
- 十 協会員の業務に対する投資者からの苦情の解決に関する事項
- 十一 次条第一項の登録及び当該登録を受けた有価証券に関する事項
- 十二 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 十三 会費に関する事項
- 十四 会計及び資産に関する事項
- 十五 公告の方法

協会は、定款を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。協会の規則(定款及び次条第一項の登録に関する事務を行う協会にあつては、第七十六条の規則を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第七十五条 協会は、有価証券(証券取引所に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。)の流通を円滑ならしめ、売買その他の取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、協会員が行う有価証券の売買の価格を公表することが必要かつ適当であると認めるときは、その有価証券の種類及び銘柄を当該協会に備える店頭売買有価証券登録簿に登録することができる。

協会は、店頭売買有価証券登録簿の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

第七十六条 協会は、前条第一項の登録に関する事務を行うときは、その規則において当該登録及び当該登録を受けた有価証券(以下「店頭売買有価証券」という。)に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 一 登録及びその取消しの基準及び方法
- 二 売買価格の報告及び発表に関する事項
- 三 売買その他の取引の契約の締結の方法
- 四 受渡しその他の決済方法
- 五 売買その他の取引の勧誘に関する事項

六 前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

第七十七条 協会は、第七十五条第一項の登録をし、又はこれを取り消したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

第七十八条 協会は、第七十六条の規則において、その登録する店頭売買有価証券(株券に限る。)の発行者が新たに発行する株券について、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第七十五条第一項の登録を行う旨の規定を定めなければならない。

第七十九条 大蔵大臣は、次の各号に掲げる場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、協会に対し、理由を示し店頭売買有価証券の登録を取り消すことを命ずることができる。

- 一 店頭売買有価証券の発行者から大蔵省令で定めるところにより当該店頭売買有価証券の登録の取消しの請求があつた場合 当該店頭売買有価証券を登録する協会
- 二 店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売買有価証券を登録する協会の規則に違反した場合 当該発行者及び当該店頭売買有価証券を登録する協会

第七十九条の二 協会員は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、大蔵

省令で定めるところにより、遅滞なくその所属する協会に報告しなければならない。

- 一 自己又は他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合 当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

- 二 自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合 当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

- 三 他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買を受託した後、当該受託に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合 当該受託に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

第七十九条の三 協会は、前条の報告に基づき、その登録する店頭売買有価証券について、大蔵省令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高及び価格をその協会に通知しなければならない。

協会は、その協会の行う店頭売買有価証券の売買その他の取引について、大蔵省令で定めるところにより、銘柄別に毎日の価格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第七十九条の四 協会は、大蔵省令で定めるところにより、毎日及び毎月の店頭売買有価証券の店頭売買報告書を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

第七十九条の五 民法(明治二十九年法律第十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 協会員

第七十九条の六 協会の協会員は、証券会社に限る。

協会は、その定款において、第四項に定める場合を除くほか、証券会社は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。ただし、証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、協会の加入を制限する場合は、この限りではない。

協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

第七十九条の七 協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは

当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第三節 管理

第七十九条の八 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、協会の事務を監査する。

役員が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第七十九条の九 大蔵大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、当該役員に通知して当該職員をして審問を行わせた後、協会に対し理由を示し当該役員を解任を命ずることができる。

第七十九条の十 大蔵大臣は、理事又は監事の職務を行う者でない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第七十九条の十一 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

らない。

第四節 監督

第七十九条の十二 大蔵大臣は、協会の定款その他の規則について、協会に対し通知して当該職員をして審問を行つた後、理由を示し有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、他の命令をすることができる。

第七十九条の十三 大蔵大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則(以下この条において「法令等」という。)に違反した場合又は協会員若しくは店頭売買有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該協会に通知して当該職員をして審問を行つた後、理由を示し、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員を解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

第七十九条の十四 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会若しくは店頭売買有価証券の発行者に対し当該協会の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該協会の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十九条の十五 大蔵大臣は、前条の規定による権限(有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る協会の業務として政令で定める業務に限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第七十九条の十六 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
- 二 前事業年度末における財産目録
- 三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第五節 雑則

第七十九条の十七 協会は、投資者から協会の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情

の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

第七十九条の十八 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十九条の十九 協会は、次の事由により解散する。

- 一 定款に定める事由の発生
- 二 総会の決議
- 三 協会の数が五人以下となつたこと。
- 四 破産
- 五 協会の設立の認可の取消し

協会の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

協会が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者

は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

前三項に定めるもののほか、協会の解散に
関し必要な事項は、政令で定める。

第八十三条第一項中「次の各号」を「次に掲げる基準」に改め、同項第一号中「の公正を確保し、及び」を「を公正かつ円滑ならしめ、並びに」に改める。

第八十五条の二第二項に後段として次のように加える。

証券取引所の規則(定款、業務規程及び受託契約準則を除く)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 何人も、有価証券市場に類似する施設を開設してはならない。

何人も、前項の施設により次に掲げる取引をしてはならない。

一 有価証券の売買取引

二 有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引

第八十八条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 規則の作成に関する事項

第八十八条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

第五章第四節中第七七条の前に次の一条を加える。

第六六条の二 有価証券市場は、有価証券の売買取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

第七七条の二第二項中「第七七条を」第七百二十八条に、「第七百五十七条、第七百六十三条及び第七百八十四条を」第七百六十一条、第七百七十二條、第七百七十八條及び第七百八十八條に改める。

第一百十條中「以下第七百二十五条第一項を除き、」を「第七百五十九条第一項を除き、以下」に改める。

第七百二十五条から第七百二十七条までを次のように改める。

第七百二十五条から第七百二十七条まで 削除

第七百三十三條を次のように改める。

第七百三十三條 削除

第七百三十四條に次の一項を加える。

証券取引所が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第七百五十四條の次に次の一条を加える。

第七百五十四條の二 大蔵大臣は、前条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

は、閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

前項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第九十七條中「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号を削り、同条第一号の二を同条第一号とし、同条第四号中「第八十七條を」第九十二條に改め、同条第九十號とし、同条第三号を同条第七號とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第九十七條又は第九十九條第一項から第三項まで(同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

九 第九十八條の規定に違反した者

第九十七條第二号中「第五十八條、第九十五條又は第九十一條第一項」を「第八十七條の二第一項」に改め、同条第六号とし、同条第一号の六を同条第五号とし、同条第一号の五を同条第四号とし、同条第一号の四を同条第三号とし、同条第一号の三を同条第二号とする。

第九十八條中「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二号中「第二十七條の八第七項若しくは第九項又は第九十一條第二項」を「又は第二十七條の八第七項若しくは第九項」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第八十七條の二第二項の規定に違反した者

第百九十九条中「金融機関」の下に「証券業協会」を加え、「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号の六中「の規定に違反して」を「(第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。)」の規定に違反して」に改め、同条第二号中「第八十六条第一項」を「第七十三条又は第八十六条第一項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第百五十五条第一項」を「第七十九条の十三若しくは第百五十五条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第八十七条の規定に違反したとき

第二百条中「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三号中「第六十二条」を「第六十二条第三項若しくは第四項(第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。)、第六十九条」に改め、同条第四号中「第六十六条」を「第六十六条の四、第六十七条第三項」に、「第百二十八条第一項、第百九十条の二第一項若しくは第三項又は第百九十条の三第一項若しくは第四項」を「又は第百二十八条第一項に改め、同条第五号から第八号までを削り、同条第四号の二中「第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項」を「第百七十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、又は第百七十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に、「表示」を「表示」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 第七十九条の二の規定に違反して、虚偽

の報告をした者

六 第百六十六条第一項若しくは第三項、第百六十七条第一項若しくは第四項又は第百六十八条の規定に違反した者

第二百一条中「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第二百二条を次のように改める。

第二百二条 削除

第二百三条第一項中「証券取引所」を「証券業協会若しくは証券取引所」に、「賄賂」を「わいろ」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「賄賂」を「わいろ」に改め、同条第三項中「賄賂」を「わいろ」に改める。

第二百四条中「第百六条」を「第七十九条の十一又は第百六条」に改める。

第二百五条第一号中「第二十四条の二第二項」を「又は第二十四条の二第二項に改め、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条を削り、同条第五号中「第百八十四条」を「第百八十八条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

第二百五条第九号中「第六十四条の二」の下に「(第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十三号中「第百二十七条第一項」を「第百六十一条第一項」に改め、同条第十四号を削り、同条第十四号の二中「第百八十八条」を「第百六十三条」に、「若しくは」を「若しくは」に、「第百八十九条第五項」を「第百六十四条第五項」に改め、同号を同条第十四号

とし、同条第十四号の三中「第百九十一条の二」を「第百六十五条又は第百六十九条」に改め、同号を同条第十四号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

十四の三 第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

第二百五条第十五号中「第七十六条(第七十九条第四項において準用する場合を含む。)」を「第七十九条の十四」に、「第百八十三条第四号」を「第百八十七条第四号」に改める。

第二百六条中「違反行為をした」の下に「証券業協会」を加え、同条第一号中「第八十五条の二第二項」を「第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第八十五条の二第二項」に改め、同条第二号中「第八十五条の二第二項」を「第七十四条第三項前段、第七十七条又は第八十五条の二第二項前段」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第七十九条又は第百九十条の規定による命令に違反したとき

第二百六条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

第二百六条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第二百七条第一項中「第百九十七条第一号の二から第三号まで、第百九十八条から第二百条

まで、第二百五条又は前条」を「次の各号に掲げる規定に、又は人に対して」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第百九十七条第一号から第三号まで又は第八号 三億円以下の罰金刑

二 第百九十八条(第八号を除く。)、又は第百九十九条第一号の五 一億円以下の罰金刑

三 第百九十七条第四号から第七号まで、第百九十八条第八号、第百九十九条(第一号の五を除く。)、第二百条、第二百五条又は前条 各本条の罰金刑

第二百八条中「認可」を「若しくは認可」に改め、「証券業協会若しくは証券業協会連合会」を削り、「代表者をいう。の下に「証券業協会の役員(仮理事を含む。若しくは代表者であつた者」を加え、同条第一号中「第百三十三条」を「第百六十二条第一項」に改め、同条第二号中「第七十二条、第七十七条」を「第七十四条第三項後段、第七十九条の十九第三項、第八十五条の二第二項後段」に、「又は第百七十七条」を「第百七十七条又は第百三十四条第三項」に、「届出」を「届出」に改め、同条第三号中「含む。の下に「又は第二項」を加え、同条第三号の二中「第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二」を「第五十七条、第五十八条又は第五十九条」に改め、同条第三号の三中「第五十七条の三」を「第六十条」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第六十四条の五第四項の規定に違反して、届出を怠つたとき

平

五 第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき

第二百八条中第八号から第十号までを削り、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第七十九条の三の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき

七 第七十九条の四若しくは第二百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

第二百八条第十一号の前に次の一号を加える。

十 削除
第二百八条第十二号を次のように改める。

十二 削除
第二百九条第二号を削り、同条第三号中「第百八十三条第一号」を「第百八十七条第一号」に、

「若しくは」を「若しくは」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第百八十三条第二号」を「第百八十七条第二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第百八十三条第三号」を「第百八十七条第三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第百八十四条の二第一項」を「第百八十九条第一項」に改め、同号を同条第五号とする。

第九号を第十章とする。
第九号を第十章とする。

第九号を第十章とする。
第九号を第十章とする。

委任されたものを除く。)に、「をして行わせる」を「に委任する」に改め、同条に次の二項を加える。

委員会は、第五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第百五十四条の二の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

委員会は、前項の規定による委任を行つたときは、その内容を公示するものとする。

第九十四条の三の次に次の一条を加える。
第九十四条の四 委員会が第五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第百五十四条の二の規定により行つた報告又は資料の提出の命令(前条第二項の規定により財務局長又は財務支局長が行つた場合を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対してのみ行つることができる。

第九十八号から第九十九号までを削る。
第九十八号第一項中「且つ」を「かつ」に、「申立」を「申立て」に、「基く」を「基づく」に、「なす」を「なす」に、「行い」を「行おう」に改め、又は「なす」を「行い」に改め、同条第三項中「前二項に規定する」を「前二項の」に改め、同条第四項中「規定する裁判」を「の裁判について」に、「により」を「これを行つた」に改め、同条第五項中「規定する」を「規定する」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十八号から第九十九号までを削る。
第九十八号第一項中「且つ」を「かつ」に、「申立」を「申立て」に、「基く」を「基づく」に、「なす」を「なす」に、「行い」を「行おう」に改め、又は「なす」を「行い」に改め、同条第三項中「前二項に規定する」を「前二項の」に改め、同条第四項中「規定する裁判」を「の裁判について」に、「により」を「これを行つた」に改め、同条第五項中「規定する」を「規定する」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十八号から第九十九号までを削る。
第九十八号第一項中「且つ」を「かつ」に、「申立」を「申立て」に、「基く」を「基づく」に、「なす」を「なす」に、「行い」を「行おう」に改め、又は「なす」を「行い」に改め、同条第三項中「前二項に規定する」を「前二項の」に改め、同条第四項中「規定する裁判」を「の裁判について」に、「により」を「これを行つた」に改め、同条第五項中「規定する」を「規定する」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十八号から第九十九号までを削る。
第九十八号第一項中「且つ」を「かつ」に、「申立」を「申立て」に、「基く」を「基づく」に、「なす」を「なす」に、「行い」を「行おう」に改め、又は「なす」を「行い」に改め、同条第三項中「前二項に規定する」を「前二項の」に改め、同条第四項中「規定する裁判」を「の裁判について」に、「により」を「これを行つた」に改め、同条第五項中「規定する」を「規定する」に改め、同条を第九十二条とする。

第十七条第四号に、「当該職員をして検査させる場合においては、これに」を「検査をする職員は、」に、「携帯させ」を「携帯し、検査の相手方に提示し」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第九十条とする。

前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十八号の二を第九十九号とする。
第九十八号中「この法律の他の規定において定める場合の外、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて」を「別にこの法律で定める場合のほか」に改め、同条を第九十八号とする。

第九十八号中「第百五十七号」を「第百七十二号」に、「第百八十七号」を「第百九十二号」に、「申立」を「申立て」に、「左の各号」を「当該職員に、次に」に、「処分をする」を「処分をさせる」に改め、同条第一号中「又は参考人」を「若しくは参考人」に、「当該職員をしてその意見を聴取させ」を「意見を聴取し」に、「こと」を「こと」に改め、同条第二号及び第三号中「こと」を「こと」に改め、同条第四号中「当該職員をして」を削り、「させること」を「すること」に改め、同条を第九十八号とする。

第九十八号中「第百五十七号」を「第百七十二号」に、「第百八十七号」を「第百九十二号」に、「申立」を「申立て」に、「左の各号」を「当該職員に、次に」に、「処分をする」を「処分をさせる」に改め、同条第一号中「又は参考人」を「若しくは参考人」に、「当該職員をしてその意見を聴取させ」を「意見を聴取し」に、「こと」を「こと」に改め、同条第二号及び第三号中「こと」を「こと」に改め、同条第四号中「当該職員をして」を削り、「させること」を「すること」に改め、同条を第九十八号とする。

第九十八号中「第百五十七号」を「第百七十二号」に、「第百八十七号」を「第百九十二号」に、「申立」を「申立て」に、「左の各号」を「当該職員に、次に」に、「処分をする」を「処分をさせる」に改め、同条第一号中「又は参考人」を「若しくは参考人」に、「当該職員をしてその意見を聴取させ」を「意見を聴取し」に、「こと」を「こと」に改め、同条第二号及び第三号中「こと」を「こと」に改め、同条第四号中「当該職員をして」を削り、「させること」を「すること」に改め、同条を第九十八号とする。

第九十八号中「第百五十七号」を「第百七十二号」に、「第百八十七号」を「第百九十二号」に、「申立」を「申立て」に、「左の各号」を「当該職員に、次に」に、「処分をする」を「処分をさせる」に改め、同条第一号中「又は参考人」を「若しくは参考人」に、「当該職員をしてその意見を聴取させ」を「意見を聴取し」に、「こと」を「こと」に改め、同条第二号及び第三号中「こと」を「こと」に改め、同条第四号中「当該職員をして」を削り、「させること」を「すること」に改め、同条を第九十八号とする。

第九十八号中「第百五十七号」を「第百七十二号」に、「第百八十七号」を「第百九十二号」に、「申立」を「申立て」に、「左の各号」を「当該職員に、次に」に、「処分をする」を「処分をさせる」に改め、同条第一号中「又は参考人」を「若しくは参考人」に、「当該職員をしてその意見を聴取させ」を「意見を聴取し」に、「こと」を「こと」に改め、同条第二号及び第三号中「こと」を「こと」に改め、同条第四号中「当該職員をして」を削り、「させること」を「すること」に改め、同条を第九十八号とする。

第八章を第九章とする。
第七十一条から第八十一条までを削る。

第七十条中「第百六十八号」を「第百八十三号」に、「外」を「ほか」に改め、第七章中同条を第九十五号とする。

第九十九号を第百八十四号とする。
第百六十八号第一項を次のように改める。

審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
第百六十八号第二項中「予め」を「あらかじめ」に改め、同条を第百八十三号とする。

第百六十七号中「但し」を「ただし」に改め、同条を第百八十二条とする。

第百六十六号第一項中「委員十三人を以て、これを」を「二十人以上の委員」に改め、同条第二項中「これを」を削り、同条を第百八十一条とする。

第百六十五号を第百八十号とする。
第七章を第八章とする。

第百六十四号中「第百五十九号第一項」を「第百七十四号第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「仲介」を「仲介」に改め、第六章中同条を第百七十九号とする。

第百六十三号中「第百五十九号第一項」を「第百七十四号第一項」に改め、「対し」を削り、同条を第百七十八号とする。
第百六十二号中「第百五十九号第一項」を「第百七十四号第一項」に改め、同条を第百七十七号とする。
第百六十一号中「第百五十九号第一項」を「第百七十四号第一項」に、「署名押印した上、これ

を「を署名押印して、」に改め、同条を第七十六條とする。

第六十條中「争いの」に改め、同条を第七十五條とする。

第一百五十九條第一項中「第一百五十七條」を「第一百七十二條」に、「申立てを」を「申立てを」に、「申立て」を「申立てに」に、「争いの」を「争いの」に改め、「作成させる」の下に「ものとする」を加え、同条第二項中「自身で」を「自らに」、「但し、已むを得ない」を「ただし、やむを得ない」に、「代理人をして」を「代理人を」に改め、同条を第七十四條とする。

第五十八條中「申立ては、左に」を「申立ては、次に」に改め、「これを」を削り、同条第二号中「争いの」に改め、同条第三号中「申立て」を「申立て」に改め、同条第四号中「争いの」を「争いの」に改め、同条第六号中「申立て」を「申立て」に改め、同条を第七十三條とする。

第六十條を第七十二條とする。

第六章 有価証券の取引等に関する規制
第七十七條 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。
- 二 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等に

ついて、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

第五十八條 何人も、有価証券の募集、売却し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

第五十九條 何人も、他人をして証券取引所に上場する有価証券、有価証券指数又はオプションについて、有価証券の売買取引等が繁盛に行われていると誤解させる等当該有価証券の売買取引等の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該有価証券について、その権利の移転を目的としない仮装の売買取引をすること。
- 二 当該有価証券指数又は当該有価証券に係る有価証券指数等先物取引について、金銭の授受を目的としない仮装の取引をすること。
- 三 当該オプションに係る有価証券オプション

ン取引について、当該オプションの付与又は取得を目的としない仮装の取引をすること。

四 自己のする売付けと同時に、それと同価格において、他人が当該有価証券を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五 自己のする買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該有価証券を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 当該有価証券指数又は当該有価証券に係る有価証券指数等先物取引の申込みと同時期に、当該取引の約定指数又は約定数値と同一の約定指数又は約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七 当該オプションに係る有価証券オプション取引の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八 前各号に掲げる行為の委託又は受託をすること。
何人も、証券取引所に上場する有価証券等について、有価証券市場における有価証券の売買取引等を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。
一 単独で又は他人と共同して、当該有価証券の売買取引等が繁盛であると誤解させ、

又は当該有価証券等の相場を変動させるべき一連の有価証券の売買取引等又はその委託若しくは受託をすること。

二 当該有価証券等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三 当該有価証券の売買取引等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

何人も、単独で又は他人と共同して、政令で定めるところに違反して、有価証券等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又はその委託若しくは受託をしてはならない。

第一項(第一号、第四号、第五号及び第八号に限る。)、第二項及び前項の規定は、店頭売買有価証券について準用する。この場合において、第一項中「証券取引所に上場する有価証券、有価証券指数又はオプション」について、有価証券の売買取引等とあるのは「店頭売買有価証券の売買取引等」と、「有価証券の売買取引等」とあるのは「店頭売買有価証券の売買取引等」と、第二項中「証券取引所に上場する有価証券等」とあるのは「店頭売買有価証券の売買取引等」と、同項第一号中「当該有価証券の売買取引等」とあるのは「当該店頭売買有価証券の売買取引等」と、「当該有価証券等の相場」とあるのは「その相場」と、「一連の有価証券の売買取引等」とあるのは

「一連の売買取引」と、同項第二号中「有価証券等の相場」とあるのは、店頭売買有価証券の相場」と、同項第三号中「有価証券の売買取引」とあるのは「店頭売買有価証券の売買取引」と、前項中「有価証券等の相場」とあるのは「店頭売買有価証券の相場」と、「有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等」とあるのは「店頭売買有価証券の一連の店頭売買取引」と読み替えるものとする。

第六十条 前条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された価格、約定指数、約定数値若しくは対価の額により、当該有価証券等について、有価証券市場における有価証券の売買取引等若しくは店頭売買有価証券の店頭売買取引（以下この項において「有価証券市場等における有価証券の売買取引等」という。）をし、又はその委託をした者が当該有価証券市場等における有価証券の売買取引等又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条第一項から第三項までの規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第六十一条 大蔵大臣は、証券取引所の会員が自己の計算において行う有価証券の売買取引を制限し、又は証券取引所の会員の行う適当な数量の売買取引であつて有価証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するた

め、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める事項を大蔵省令で定めることができる。

前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに証券業協会の協会の行う店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。この場合において、証券業協会の協会の行う店頭売買有価証券の店頭売買取引にあつては、同項中「証券取引所の会員」とあるのは「証券業協会の会員」と、「店頭売買取引の秩序」と読み替えるものとする。

第六十二条 何人も、政令で定めるところに違反して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有価証券を有しないでその売付けをする
- 二 有価証券の相場が委託当時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときには直ちにその買付けをし、又は有価証券の相場が委託当時の相場より下落して自己の指値以下となつたときには直ちにその売付けをするべき旨の委託をすること。

前項第二号の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、有価証券指数等先物取引にあつては同号中「有価証券」とあるのは「約定指数又は約定数値」と、「騰貴して」とあるのは「上昇して」と、「その買付けをし」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金

銭を受領する立場の当事者となる取引をし」と、「下落して」とあるのは「低下して」と、「その売付けをすべき」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を下回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をすべき」と、有価証券オプション取引にあつては同号中「有価証券」とあるのは「オプション」と、「その買付けをし」とあるのは「オプションを取得する立場の当事者となり」と、「その売付けをすべき」とあるのは「オプションを付与する立場の当事者となるべき」と読み替えるものとする。

第六十三条 第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者である会社（以下この条から第六十六号までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名称をもつて発行済株式の総数の百分の十以上の株式（株式の所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。）を有している株主をいう。以下この条から第六十六号までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の第二条第一項第四号若しくは第六号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この条から第六十六号までにおいて「特定有価証券」という。）又は特定有価証券の売買取引に係るオプションの買付け又は売付け（オプションにあつては、取得又は付与。以下この条及び次条において同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が

委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券又は特定有価証券の売買取引に係るオプション（以下この条から第六十六号までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付け又は売付けをする場合であつて大蔵省令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、大蔵省令で定めるところにより、その売買（オプションの付与又は取得を含む。以下この項及び次条において同じ。）に関する報告書を売買があつた日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等の買付け又は売付けを証券会社に委託して行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社を経由して提出するものとする。当該買付け又は売付けの相手方が証券会社であるときも、同様とする。

第六十四条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてその買付けをした後六月以内に売付けをし、又は売付けをした後六月以内に買付けをして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

当該上場会社等の株主が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に対して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間、これを行わないときは、消滅する。

大蔵大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

前項本文の規定により上場会社等の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、大蔵大臣に、その旨の申立て

をすることができる。

前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、大蔵大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

大蔵大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において大蔵大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

前各項の規定は、主要株主が買付けをし、又は売付けをしたいずれかの時期において主要株主でない場合及び役員又は主要株主の行方買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合においては、適用しない。

第四項において、大蔵大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、大蔵省令で定める。

第百六十五条 上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該上場会社等の特定有価証券の売付けであつて、その売付けに係る特定有価証券の額が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

二 当該上場会社等の特定有価証券の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該ものに限り、又は付与（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）であつて、取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買取引に係る特定有価証券の額が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

第百六十六条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等の業務等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等の売買（オプションにあつては、付与又は取得をいう。）その他の有償の譲渡又は譲受け（以下この条において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等の業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲

げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）その者の職務に関し知つたとき。

二 商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知つたとき。

三 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。

四 当該上場会社等と契約を締結している者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結又は履行に関し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該上場会社等の業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限り。）その者の職務に関し知つたとき。

前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲

ける事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 株式、転換社債及び新株引受権付社債の発行

ロ 資本の減少

ハ 株式の分割

ニ 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（その一株当たりの額又は方法が直近の利益の配当又は金銭の分配と異なるものに限る。）

ホ 合併

ヘ 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
ト 解散（合併による解散を除く。）
チ 新製品又は新技術の企業化

リ 業務上の提携その他のイからチまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二 次に掲げる事実が発生したこと。

イ 災害又は業務に起因する損害

ロ 主要株主の異動

ハ 特定有価証券等の上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

ニ イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三 当該上場会社等の売上高、経常利益又は

純利益（以下この条において「売上高等」という。）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）と比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

四 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）は、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等の売買等をしてはならない。

第一項、第二項第一号及び第三号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高等について、当該上場会社等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等が提出した第二十五条第一項に規定する書類にこれらの事項が記載され

ている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 新株引受権を有する者が当該新株の引受権を行使することにより株券を取得する場合

二 転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合

三 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等の買付け（オプションにあつては、取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券の買取りにおいて買主としての地位を取得するものに限る。）をいう。）その他の有償の譲受けをする場合

五 第五百九十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより売買等をする場合

六 第二条第一項第四号に掲げる社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）又は当該社債券の買取りに係るオプションの売買等をする場合（大蔵省令で定める場合を除く。）

換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）又は当該社債券の買取りに係るオプションの売買等をする場合（大蔵省令で定める場合を除く。）

七 第一項又は第三項の規定に該当する者の間において、売買等を有価証券市場によらないで（当該売買等に係る特定有価証券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行つた売買等によらないで）する当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知つている場合を除く。）

八 上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等の売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等の売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかでない売買等をする場合（大蔵省令で定める場合に限る。）
第九百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で証券取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するもの（以下この条において「上場株券等」という。）の同項

に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるもの（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは転換社債券その他の政令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）又は当該有価証券の売買取引に係るオプションの買付けその他の有償の譲受け（以下この条において「買付け等」という。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券等又は当該株券等の売買取引に係るオプションの売付けその他の有償の譲渡（以下この条において「売付け等」という。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

- 一 当該公開買付者等の役員等（当該公開買付者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）その者の職務に関し知つたとき。
- 二 当該公開買付者等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知つたとき。
- 三 当該公開買付者等に対する法令に基づき権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。
- 四 当該公開買付者等と契約を締結している者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該公開買付者等が法人であるときはその役員等以外のもの、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のもの 当該契約の締結又は履行に関し知つたとき。
- 五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該公開買付者等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。）その者の職務に関し知つたとき。

前項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実とは、公開買付者等（当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は公開買付者等が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

第一項に規定する買付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとし、同項に規定する売付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとする。

公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下この条において「公開買付け等事実」という。）の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に

- 一 新株引受権を有する者が当該新株の引受権を行使することにより株券を取得する場合
 - 二 転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合
 - 三 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若
- 定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。）は、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この条において同じ。）の買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この条において同じ。）の買付け等をしてはならない。
- 第一項、第二項及び前項の公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の三第一項の規定による公告若しくは第二十七条の十一第二項の規定による公告若しくは公表がされたこと又は第二十七条の十四第一項の規定により同項の公開買付届出書若しくは公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたことをいう。
- 第一項及び第四項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

しくは有有限会社法第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等の買付け等又は売付け等をする場合

四 公開買付者等の要請(当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したものに限る。)に基づいて当該公開買付け等に係る上場株券等(上場株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この号において同じ。)の買付け等をする場合(当該公開買付者等に当該上場株券等の売付け等をする目的をもつて当該上場株券等の買付け等をする場合に限る。)

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請に基づいて当該上場株券等(上場株券等の売買取引に係るオプションを含む。)の買付け等をする場合

六 第六百五十九条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定めるところにより株券等の買付け等又は売付け等をする場合

七 第一項に規定する公開買付け等の実施に關する事実を知つた者が当該公開買付け等の実施に關する事実を知つてゐる者から買付け等を有価証券市場によらないで(当該買付け等に係る株券等が店頭売買有価証券である場合に於ては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行つた買付け等によらないで)する場合又は同項に規定する

公開買付け等の中止に關する事実を知つた者が当該公開買付け等の中止に關する事実を知つてゐる者に売付け等を有価証券市場によらないで(当該売付け等に係る株券等が店頭売買有価証券である場合に於ては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行つた買付け等によらないで)する場合(当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第四項の規定に違反して売付け等が行われることとなることを知つてゐる場合を除く。)

八 公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等若しくは売付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づき買付け等又は売付け等であることが明らかでない買付け等又は売付け等をする場合(大藏省令で定める場合に限る。)

第九 何人も、有価証券等の相場を偽つて公示し、又は公示し若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、若しくは頒布してはならない。

何人も、発行者、引受人又は証券会社の請

託を受けて、公示し又は頒布する目的をもつてこれらの者の発行、分担又は取扱いに係る有価証券に關し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又は頒布してはならない。

第十 何人も、有価証券の発行者、引受人、証券会社又は第二十七条の三第三項に規定する公開買付者等から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券、有価証券の発行者又は同条第二項に規定する公開買付者に關し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行つた表示を併せてしなければならぬ。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしてゐる者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合には、この限りでない。

第十一 何人も、第二條第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券(元本補てんの契約の存する貸付信託の受益証券を除く。以下この条において同じ。)の募集又は売出し(均一でない条件で、既に発行された有価証券の売付けの申込みをし、又はその買付けの申込みを勧誘することを含む。次条において同じ。)に際し、不特定かつ多数の者に対して、これらの者の取得する当該有価証券を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格(あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出され

る価格を含む。以下この条において同じ。)若しくはこれを超える価格により買付けける旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けけることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。

第十二 何人も、第二條第一項第八号に掲げる有価証券のうち同項第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するものについて準用する。

第十三 何人も、第二條第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券の発行者若しくは売出しを行つた者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券の募集又は売出しに際し、不特定かつ多数の者に対して、当該有価証券に關し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもつてするを問はず、一定の額(一定の基準によりあらかじめ算出することができるとする額を含む。以下この条において同じ。)又はこれを超える額の金銭(処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるとする額を含む。)の供与(商法第二百九十一条第一項に規定する利息の配当を除く。)が行われる旨の表示(当該表示と誤認されるおそれがある表示を含む。)をしてはならない。ただし、当該表示の内容が予想に基づきものである旨が明示されている場合は、この限りでない。

第十四 何人も、第二條第一項第八号に掲げる有価証券のうち同項第六号又は第七号に掲

ける有価証券の性質を有するものについて準用する。

本則に次の一章を加える。

第十一章 犯則事件の調査等

第二百十條 証券取引等監視委員会(以下この章において「委員会」という。)の職員(以下この章において「委員会職員」という。)は、犯則事件(前章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。)を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人(以下この項において「犯則嫌疑者等」という。)に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百十一條 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡

易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

委員会職員は、第一項又は前項の許可状(以下この章において「許可状」という。)を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならぬ。

前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならぬ。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならぬ。

委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせることができる。

第二百十二條 臨検、捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

第二百十三條 臨検、捜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならぬ。

第二百十四條 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

第二百十五條 委員会職員は、臨検、捜索又は差押えをする必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。

第二百十六條 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入入りすることを禁止することができる。

第二百十七條 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所を臨検、捜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

女子の身体について捜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合はこの限りでない。

第二百十八條 委員会職員は、臨検、捜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第二百十九條 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともこれに署名押印しなければならぬ。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第二百二十條 委員会職員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならぬ。

第二百二十一條 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他の委員会職員が適当と認めるとき、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

第二百二十二條 委員会は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを返還しなければならない。

委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを返還することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付

の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第二百二十三条 委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を委員会に報告しなければならぬ。

第二百二十四条 財務局又は財務支局の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て指定した者(以下この章において「財務局等職員」という。)は、委員会職員とみなして第二百十條から前条までの規定を適用する。この場合において、第二百十一條中「委員会」とあるのは「その所属する財務局又は財務支局」と、前二條中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」とする。

財務局長又は財務支局長は、前項において読み替えて適用される前条の規定による財務局等職員の報告を受けたときは、委員会にその内容を報告しなければならない。

犯則事件の調査に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

委員会は、犯則事件の調査に関し、必要があると認めるときは、財務局等職員を直接指揮監督することができる。

第二百二十五条 財務局等職員は、犯則事件の調査をするため必要があるときは、その所属する財務局又は財務支局の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

第二百二十六条 委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければ

ならない。

前項の領置物件又は差押物件が第二百二十一条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならぬ。

前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定によつて押収されたものとみなす。

第二百二十七条 この章の規定に基づき、委員会、委員会職員、財務局長若しくは財務支局長又は財務局等職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
日次中第三十二條を「第三十二條の二」に改める。

第十七條第一項中「預託」の下に「誠実公正の原則」を加える。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

第二十一條の次に次の一條を加える。

(証券取引等監視委員会への委任)

第二十一條の二 大蔵大臣は、前条の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八條第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)を証券取引等監視委員会

に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第二十二條中「抹消」を「抹消」、第六十四條の六(登録手数料の納付)及び第六十四條の七(審査請求)に改める。

第二十三條中「第五十六條」を「第五十七條」に、「第五十七條の二」を「第五十九條」に、「第五十六條第一項」を「第五十七條第一項」に、「第五十七條の二第一項」を「第五十九條第一項」に改める。

第二十六條中「第八十四條」を「第八十八條」に改め、同条後段を削る。

第二十七條中「第六章」を「第七章」に改める。

第二十八條中「第八十二條」を「第八十六條」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第四号中「第六十三條」を「第七十八條」に改める。

第二十九條の見出し中「証券」を「証券等」に改め、同条第一項中「第八十三條」を「第八十七條」に、「第八十七條」を「第九十二條」に改め、同条第二項中「第八十五條(検査職員の証票)」を「第九十條(検査職員の証票等)」に、「第八十三條第四号」を「第八十七條第四号」に改め、同条第三項中「第八十六條」を「第九十一條」に、「第八十八條第一号」を「第八十七條第一号」に改める。

第三十條中「第八十七條」を「第九十二條」に改める。

第三十二條の見出し中「権限」を「財務局長等への権限」に改め、同条中「この法律に規定する

大蔵大臣の権限は、大蔵省令で定めるところにより、その」を「大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定による権限(第二十一條の二の規定により証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任されたものを除く。の)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 委員会は、第二十一條の二の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定による委任を行ったときは、その内容を公示するものとする。
第四章中第三十二條の次に次の一條を加える。

(報告又は資料の提出の命令に対する不服申立て)

第三十二條の二 委員会が第二十一條の二の規定により行う報告又は資料の提出の命令(前条第二項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第三十三條第二号中「第八十七條」を「第九十二條」に改める。

第三十七條第一号中「第八十四條」を「第八十八條」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第三十七條第八号中「第八十三條第四号」を「第八十七條第四号」に改め、同条第十号中「第八十四條」を「第八十八條」に改める。

第三十八條第一項中「**第三十四條、第三十五條又は第三十七條**」を「**第三十四條、第三十五條**」に改め、同項に次の各号を加える。
一 第三十四條第六号 一億円以下の罰金刑
二 第三十四條第六号を除く、第三十五條又は前条 各本条の罰金刑
第三十八條の次に次の一条を加える。
第三十八條の二 この章の罪のうち有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八條第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件については、証券取引法第二百十條第一項に規定する犯則事件とみなして、同法第十一章(犯則事件の調査等)の規定を適用する。

第三十九條第一項第二号中「**第五十四條第一項**」の下に「又は第二項」を加え、同項第三号中「**第五十六條**」を「**第五十七條**」に、「**第五十七條の二**」を「**第五十九條**」に改める。
第四十條第三号中「**第八十三條第一号**」を「**第八十七條第一号**」に改め、同条第四号中「**第八十三條第三号**」を「**第八十七條第三号**」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)
第三條 金融先物取引法(昭和六十二年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「**第三十五條**」を「**第三十四條の二**」に、「**第九十條**」を「**第九十條の二**」に、「**第五章**」を「**罰則**」に改め、同項に次の各号を加える。
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

平成四年五月二十九日 参議院會議録第十八号

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則
第九十條の二 罰則

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

3 金融先物取引所が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。
第五十二條の次に次の一条を加える。
(立入検査等の権限の証券取引等監視委員会に対する委任)
第五十二條の二 大蔵大臣は、前条の規定による権限(金融先物取引所に対するもの)にあつては金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限るものとし、会員に対するものにあつては金融先物取引又はその受託等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行つてを妨げない。

第五十三條第一項第一号中「若しくは定款」を「若しくは定款その他の規則」に、「若しくは受託契約準則」を「受託契約準則その他の規則」に、「に違反した場合において」を「に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に違反する行為をしたにもかかわらず」に、「若しくは当該定款等を」を「当該定款等若しくは当該取引の信義則を」に、「当該定款」を「定款その他の規則」に、「又は一年」を「一年」に改め、「一部の停止」の下に「を命じ、その業務の方法の変更を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすること」を加える。
第七十七條の次に次の一条を加える。

第七十七條の次に次の一条を加える。

第七十七條の次に次の一条を加える。

第七十七條の次に次の一条を加える。

第七十七條の次に次の一条を加える。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

(立入検査等の権限の証券取引等監視委員会に対する委任)
第七十七條の二 大蔵大臣は、前条の規定による権限(金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行つてを妨げない。
第八十三條の次に次の一条を加える。
(金融先物取引所等の会員でない金融先物取引業者に対する監督)
第八十三條の二 大蔵大臣は、金融先物取引所の会員となつておらず、又は第八十五條に規定する金融先物取引業協会(以下この条において「協会」という。)に加入していない金融先物取引業者の行う金融先物取引等の受託等について、公益を害し、又は委託者保護に欠けることのないよう、金融先物取引所又は協会の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。
第八十七條第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 協会のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
第八十八條の次に次の三條を加える。
(変更等の届出)
第八十八條の二 協会は、当該協会の役員又は協会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第八十八條の次に次の三條を加える。

第八十八條の次に次の三條を加える。

第八十八條の次に次の三條を加える。

第八十八條の次に次の三條を加える。

第八十八條の次に次の三條を加える。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

協会の規則(定款を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

(協会員に対する制裁)

第八十八条の三 協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(秘密保持義務)

第八十八条の四 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三章第四節第九十条の次に次の一条を加える。

(立入検査等の権限の証券取引等監視委員会に対する委任)

第九十条の二 大蔵大臣は、前条の規定による権限(金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第九十一条の次に次の二条を加える。

(受託等のための不正行為の禁止)
第九十一条の二 何人も、金融先物取引等の受託等のため、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

(虚偽の相場公示の禁止)

第九十一条の三 何人も、金融先物市場の相場を偽つて公示してはならない。

第九十二条の見出し中「権限」を「財務局長等への権限」に改め、同条中「この法律による権限」を「この法律の規定による権限(第五十二条の二、第七十七条の二及び第九十条の二の規定により証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任されたものを除く。)」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 委員会は、第五十二条の二、第七十七条の二及び第九十条の二の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定による委任を行ったときは、その内容を公示するものとする。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(報告又は資料の提出の命令に対する不服申立て)
第九十二条の二 委員会が第五十二条の二、第七十七条の二及び第九十条の二の規定により行う報告又は資料の提出の命令(前条第二項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第九十四条第一号を削り、同条第二号中「又は第四十四条を削り、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 第四十四条の規定に違反した者

第九十四条に次の一号を加える。

六 第九十一条の二の規定に違反した者
第九十七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 第九十一条の三の規定に違反した者
第九十条中「第三十四条」の下に「又は第八十八条の四」を加える。

第九十一条第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第二項前段」に改める。

第九十二条中「第九十四条から第九十七条まで又は前条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の二号を加える。

一 第九十四条第二号 三億円以下の罰金刑
二 第九十四条(第二号を除く)、第九十五条から第九十七条まで又は前条 各本条の罰金刑

第九十四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十七条第二項後段、第四十九条第三項又は第八十八条の二の規定に違反して、届出を怠つた者
本則に次の一章を加える。

第六章 犯罪事件の調査等
(質問、検査又は領置等)

第九十六条 証券取引等監視委員会(以下この章において「委員会」という。)の職員(以下この章において「委員」という。)は、犯罪事件(前章の罪のうち、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を害するもの)として政令で定めるものに係る事件をいう。以下

この章において同じ。)を調査するため必要があるときは、犯罪嫌疑者若しくは参考人(以下この項において「犯罪嫌疑者等」という。)に対して出頭を求め、犯罪嫌疑者等に対して質問し、犯罪嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯罪嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

2 委員会職員は、犯罪事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、捜索又は差押え)

第九十七条 委員会職員は、犯罪事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

2 前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3 委員会職員は、第一項又は前項の許可状(以下この章において「許可状」という。)を請求する場合においては、犯罪事件が存在すると認められる資料を提供しなければならぬ。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官

職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会議員に交付しなければならぬ。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならぬ。

5 委員会議員は、許可状を他の委員会議員に交付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。

(臨検、搜索又は差押えの夜間執行の制限)
第百八条 臨検、搜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した臨検、搜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。
(許可状の提示)
第百九条 臨検、搜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならぬ。

(身分の証明)
第百十条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(臨検、搜索又は差押えに際しての必要な処分)
第百十一条 委員会議員は、臨検、搜索又は差

押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。

(処分中の出入りの禁止)
第百十二条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けな

いでの場所に入入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)
第百十三条 委員会議員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所

で臨検、搜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

3 女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち合わせなければならない。ただし、急速を要する場合はこの限りでない。
(警察官の援助)
第百十四条 委員会議員は、臨検、搜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

の援助を求めることができる。

(調書の作成)

第百十五条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(領置目録又は差押目録)
第百十六条 委員会議員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

(領置物件又は差押物件の処置)
第百十七条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会議員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

(領置物件又は差押物件の返還等)
第百十八条 委員会議員は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを返付しなければならない。

2 委員会議員は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを返付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告に係る領置物件又は差押物件に

ついて、公告の日から六月を経過しても返付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。
(委員会への報告)
第百十九条 委員会議員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を委員会に報告しなければならない。

(財務局等職員)の犯則調査)
第百二十条 財務局又は財務支局の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て指定した者(以下この章において「財務局等職員」という。)は、委員会議員とみなして第六条から前条までの規定を適用する。この場合において、第百七条中「委員会」とあるのは「その所属する財務局又は財務支局」と、前二条中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」とする。

2 財務局長又は財務支局長は、前項において読み替えて適用される前条の規定による財務局等職員の報告を受けたときは、委員会にその内容を報告しなければならない。

3 犯則事件の調査に關しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

4 委員会議員は、犯則事件の調査に關し、必要があると認めるときは、財務局等職員を直接指揮監督することができる。

(管轄区域外における職務の執行)
第百二十一条 財務局等職員は、犯則事件の調査をする必要があるときは、その所属する財務局又は財務支局の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

その職務を執行することができる。

(委員会の告発等)

第二百二十二条 委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければならぬ。

2 前項の領置物件又は差押物件が第一百七十七条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。

3 前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定によつて押収されたものとみなす。(不服申立ての制限)

第二百二十三条 この章の規定に基づき、委員会、委員会職員、財務局長若しくは財務支局長又は財務局等職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二節 特別の機関(第七條―第九條)」を「第三節 地方支分部局(第十條―第十五條)」とし、「第二節 証券取引等監視委員会(第十五條)」を「第四節 特別の機関(第二十三條―第二十六條)」とし、「地方支分部局(第二十六條―第二十九條)」を「第十六條 第十九條」

七條―第二十二條)とし、「第二十五條」を「第三十二條―第三十五條」に、「第二十條」を「第三十六條」に、「第二十一條・第二十二條」を

「第三十七條・第三十八條」に、「第二十三條―第二十五條」を「第三十九條―第四十一條」に改める。

第四條第四十一号中「第二十五條第一項各号」を「第四十一條第一項各号」に、「とる」を「採る」に改め、同條第八十号中「及び証券業協会連合会の登録」を「の設立の認可」に改め、同條第八十六号を次のように改める。

八十六 証券取引の監視に關すること。
第四條第九十七号の九中「次條第三十五号の六」を「次條第三十五号の七」に改め、同條を同條第九十七号の十とし、同條第九十七号の八を同條第九十七号の九とし、同條第九十七号の七の次に次の一号を加える。

九十七の八 金融先物取引の監視に關すること。
第五條中第三十五号の六を第三十五号の七とし、第三十五号の五を第三十五号の六とし、第三十五号の四の次に次の一号を加える。

三十五の五 金融先物取引を監視すること。
第五條第四十六号中「を登録し」を「の設立を認可し」に改め、同條第四十八号の次に次の一号を加える。

四十八の二 証券取引を監視すること。
第六條第二項中「受け」を「受けて」に改める。
第二十五條を第四十一條とし、第二十四條を第四十條とする。

第二十三條第二項中「外」を「ほか」に改め、第四章中同條を第三十九條とする。
第三章第三節中第二十二條を第三十八條とし、第二十一條を第三十七條とする。
第三章第二節中第二十條を第三十六條とす

る。

第三章第一節中第十九條を第三十五條とし、第十八條を第三十四條とし、第十七條を第三十三條とする。

第十六條中「基いて」を「基ついて」に改め、第三章第一節中同條を第三十二條とする。

第二章第三節中第十五條を第三十一條とし、第十一條から第十四條までを十六條ずつ繰り下げる。

第十條第一項中「左の」を「次の」に改め、第二章第三節中同條を第二十六條とし、同節を同章第四節とする。

第二章第二節中第九條を第二十五條とし、第八條を第二十四條とし、第七條を第二十三條とし、同節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の二節を加える。

第二節 証券取引等監視委員会

(設置)

第七條 本省に、証券取引等監視委員会(以下この節において「委員会」という)を置く。

(所掌事務及び権限)

第八條 委員会は、第四條第八十六号及び第九十七号の八に掲げる事務をつかさどる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため、第五條第三十五号の五及び第四十八号の二に掲げる権限を行使する。

(職権の行使)

第九條 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第十條 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(委員長及び委員の任命)

第十一條 委員長及び委員は、兩議院の同意を得て、大蔵大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、大蔵大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において兩議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、兩議院の事後の承認が得られないときは、大蔵大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第十二條 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

る。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第十三條 委員長及び委員は、次の各号のいづれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十四条 大蔵大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(会議)

第十五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。

(服務)

第十六条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

8 委員長及び委員は、在任中、大蔵大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第十七条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勸告)

第十九条 委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)その他の法律の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行ふべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる。

2 大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、大蔵大臣に対し、第一項の勧告に基づいて採つた措置について報告を求めることが出来る。

(建議)

第二十条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる。

(大蔵大臣が行う検査についての報告の義務等)

第二十一条 大蔵大臣は、その行ふ金融、外国証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

為替及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(委員会の所掌に属するものを除く。)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という。)に關し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 大蔵大臣は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる。

(公表)

第二十二条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条中大蔵省設置法第二章第一節の次に一節を加える改正規定(第十一条第一項のうち両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第四条及び第六条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(外務員の登録に關する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)第六十五条の二第一項の認可を受けている銀行、信託会社その他同項の政令で定める金融機関は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間は、第一条の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。)第六十五条の二第三項において準用する新証券取引法第六十二条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができず、その者につきその期間内に同項の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第三条 旧証券取引法第六十二条第一項の規定により施行日前に登録を受けた外務員が施行日前に旧証券取引法第六十四条の三第一項第二号に該当することとなつた場合における新証券取引法第六十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「六月」とする。

(証券業協会に關する経過措置)
第四条 この法律の公布の際旧証券取引法第六十七条第一項の規定により登録を受けている証券業協会(以下「旧協会」という。)は、施行日前においても、新証券取引法第七十四条の規定の例により、定款を変更し、大蔵大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定による定款の変更は、施行日による効力を生ずるものとし、旧協会は、同項の規定により認可を受けたものに限り、この法律の施行後も、引き続き、新証券取引法の規定による証券業協会として存続するものとする。

第五条 この法律の施行の際現に証券業協会に類似する名称を用いている者については、新証券

止に係るものを含む。を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

(金融先物取引所に関する経過措置)

第十三条 金融先物取引所は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の際に存する当該金融先物取引所の規則(定款、業務規程及び受託契約準則を除く。)を大蔵大臣に提出しなればならない。

第十四条 第三条の規定による改正後の金融先物取引法(以下この条において「新金融先物取引法」という。)第五十三条第一項第一号の規定は、金融先物取引所の施行日以後にした新金融先物取引法若しくは新金融先物取引法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款その他の規則(以下この条において「新金融先物取引法等」という。)に違反する行為及び会員が施行日以後に新金融先物取引法等に違反し、又は金融先物取引所の定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をした場合における当該金融先物取引所の同号の怠る行為について適用し、金融先物取引所の施行日にした第三条の規定による改正前の金融先物取引法(以下この条において「旧金融先物取引法」という。)若しくは旧金融先物取引法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款(以下この条において「旧金融先物取引法等」という。)に違反する行為及び会員が施行日以前に旧金融先物取引法等、業務規程又は受託契約準則に違反した場合における当該金融先物取引所の旧金融先物取引法第五十三条第一項第一号の怠る行為については、なお従前の例による。

第十五条 金融先物取引業協会は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の際に存する当該金融先物取引業協会の規則(定款を除く。)を大蔵大臣に提出しなればならない。(最初に任命される証券取引等監視委員会の委員長及び委員に関する特例)

(金融先物取引業協会に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行後最初に任命される証券取引等監視委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第四条の規定による改正後の大蔵省設置法第十四条第二項及び第三項の規定を準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 施行日以前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十九条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の次に次の一号を加える。
十三の五の二 証券取引等監視委員会の委員長及び委員
別表第一官職名の欄中「中央更生保護審査会委員長」を「中央更生保護審査会委員長」に、「証券取引等監視委員会委員長」に、

「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号中「及び広域臨海環境整備センター」を「広域臨海環境整備センター」及び証券業協会に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第二十一条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。
第二百四十五条の四第一号中「第九十一条第一項」を「第八十七条の二第一項」に改める。

(証券投資信託法の一部改正)

第二十二条 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第二十七条中「第八十二条、第八十三条及び第八十六条」を「第八十二条、第八十三条七条及び第九十一条」に改める。
第三十八条第一号中「第八十三条第一号」を「第八十七条第一号」に改め、同条第二号中「第八十三条第二号」を「第八十七条第二号」に改め、同条第三号中「第八十三条第三号」を「第八十七条第三号」に改め、同条第四号中「第八十三条第四号」を「第八十七条第四号」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表酒販組合連合会の項の次に次のように加える。

証券業協会 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

(法人税法の一部改正)

第二十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表酒販組合連合会の項の次に次のように加える。
証券業協会 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第二十五条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項第一号イ中「第六十六条」を「第六十六条の四」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十六条 消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表酒販組合連合会の項の次に次のように加える。

証券業協会 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第二十七条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第七条第二項中「主務大臣」の下に「(同項第二号に掲げる地方支分部局等において所掌することとされている事務のうち、証券取引等監視委員会の所掌に属する事務については、証券取引等監視委員会)」を加える。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

〔竹山裕君登壇、拍手〕

○竹山裕君 ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るほか、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、証券取引等監視委員会の独立性確保と機能充実の方策、金融機関に対する検査体制の整備、自主規制機関の果たすべき役割と権限強化の必要性、今後の証券・金融行政のあり方等について、総理、大蔵大臣並びに関係当局に対して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑終了の後、日本共産党近藤忠孝委員より本法律案に対し、証券取引等監視委員会を国家行政組織法第三条に基づく行政委員会とする等の修正案が提出されました。

次いで、修正案及び原案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、修正案に賛成、原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、修正案及び原案を順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決、よって、本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 日程第四 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長相谷照美君。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十八日

通信委員長 相谷 照美

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保に
関し、郵政大臣が無線局全体の受益を直接の日

的として行い事務の処理に要する費用の財源に充てるために免許人から電波利用料を徴収することとする。また、電波有効利用促進センターの業務に電波の有効かつ適正な利用の促進を図るための情報の収集及び提供の業務を追加する等のため所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に必要な経費として、平成四年度一般会計予算に電波利用料制度創設に伴う準備に必要な経費として三千七百万円、電波有効利用促進センターに対する補助として七千万円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、高度情報社会における電波行政の重要性にかんがみ、広く国民の意見を聴取し、時代に即した健全で活力ある情報社会を構築する電波行政の推進に努めること。また、その取り組みにあつては、国民各層の意見が反映されるよう各種委員会の構成に配慮すること。

一、電波利用料制度の創設によつて、電波行政経費の負担を免許者・利用者に安易に転嫁することなく、一般財源による十分な電波行政予算の確保に一層の努力を行うことにより、充実した電波行政を推進すること。また、電波利用にかかる国の公平な負担にも努めること。

一、免許者の提出による特定財源としての電波利

用料の性格にかんがみ、電波利用料を財源とする施策とその他の施策を明確に区分するとともに、電波利用料制度の実施状況を明らかにすること。

一、電波利用料制度の創設に当たり、関係者への周知徹底による十分な理解を得て、電波利用料の徴収に万全を期し、公平な制度の定着を図ること。また、今後、電波利用料の見直しを行う場合は、その後の電波利用の推移等を勘案し、関係各方面の意見を踏まえ、安易に値上げすることのないよう適切に対処すること。

一、急増する不法無線に対し、実効ある監視体制の整備を図るとともに、違法無線機器の法的規制を含め有効な対策を早急に検討すること。また、利用者のモラルの向上・正しい知識の普及にも努めること。

一、無線局管理にかかるデータベースの整備に当たつては、その指針を明らかにするとともに、推進体制を整備し、円滑な実施に努めること。

一、免許者等関係者の要望を踏まえ、免許手続きの簡素・合理化を推進する等、電波行政事務の効率化を図ること。

一、電波が有限希少な国民共有の財産であることにかんがみ、周波数の有効利用を促進するとともに、新たな周波数資源の開発を積極的に行うこと。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成四年五月二十二日
衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「名称」の下に「及び住所」を加える。

第百二条の十三第二項第一号中「開設」の下に「周波数の指定の変更」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電波に関する条約を適切に実施するために、行方無線局の周波数の指定の変更に関する事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に関する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について、情報の収集及び提供を行うこと。

第百二条の十三第六項中、「第三十八条の八及び第三十八条の十四第二項第四号」及び「第三十八条の七中」を削り、「職員」との下に、「第三十八条の八中、技術基準適合証明の」とあるのは「第百二条の十三第三項第一号及び第二号に掲げる」とを加え、「読み替える」とを、「同項第四号中、技術基準適合証明の」とあるのは「第百二条の十三第三項第一号又は第二号に掲げる」と読み替える」に改める。
第百三条の二を第百三条の四とし、第百三条の次に次の二条を加える。

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 免許人は、電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査、総合無線局管理ファイル(全無線局について第六条第一項及び第二項の書類並びに免許状に記載しなればならない事項その他の無線局の免許に関する事項を電子情報処理組織によって記録するファイルをいう。)の作成及び管理その他の電波の適正な利用の確保に關し郵政大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(次条において「電波利用共益費用」という。)の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭(以下この条及び次条において「電波利用料」という。)として、無線局の免許の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日(以下この項において「起算日」という。)から始まる各一年の期間(無線局の免許の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項において同じ。)について、次の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額(起算日から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数に乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。ただし、無線局の免許につき登録

録免許税法の定めるところにより登録免許税が課される場合には、当該無線局の免許の日から

始まる一年の期間については、電波利用料を納めることを要しない。

無線局の区分	金額
一 移動する無線局(三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。)	六百元
二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(八の項に掲げる無線局を除く。)	一万二千百円
三 人工衛星局(八の項に掲げる無線局を除く。)	二万九千六百円
四 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	三万円
五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に掲げる無線局を除く。)	三千六百円
六 放送をする無線局(三の項及び七の項に掲げる無線局を除く。)	二万九千七百円
七 多重放送をする無線局(三の項に掲げる無線局を除く。)	九百円
八 実験無線局及びアマチュア無線局	五百円
九 その他の無線局	二百二百円

2 前項の規定は、次に掲げる無線局の免許人には、適用しない。
一 第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局

二 地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条(同法第十八条において準用する場合を含む。)の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの

三 地方公共団体又は水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二条第一項に規定する水

3 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの(前項第二号及び第三号に掲げる無線局を除く。)の免許人が納めなければならない電波利用料の金額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

官報(号外)

- 4 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 5 免許人は、第一項の規定により電波利用料を納めるときは、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- 6 前項の規定により前納した電波利用料は、前納した者の請求により、その請求をした日後に最初に到来する応当日以後の期間に係るものに限り、還付する。
- 7 郵政大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。
- 8 郵政大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分例により、これを処分する。この場合における電波利用料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 9 郵政大臣は、第七項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるときその他郵政省令で定めるときは、この限りでない。

金額が当該年度の電波利用共益費用の予算額を超えたと認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

2 政府は、当該会計年度に要する電波利用共益費用に照らして必要があると認められるときは、当該年度の電波利用料の収入額の予算額のほか、当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用料の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額)に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用共益費用の決算額(当該年度の前年度については、予算額)を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の電波利用共益費用の財源に充てるものとする。

第百四条第一項中「第百三条及び」を「第百三条、第百三条の二及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「第百三条」の下に「及び第百三条の二」を加える。

附則第十三項中「第百三条の二第二項第二号」を「第百三条の四第二項第二号」に改める。

附則

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第百二条の十三の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に第十三条第三項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の免許を受けている者は、この法律の施行の日から二年以内に、その免許状を郵政大臣に提出し、その住

所について免許状の訂正を受けなければならない。

3 この法律の施行の際現に免許を受けている無線局については、改正後の第百三条の二第一項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に到来する同条第一項に規定する応当日の前日(当該応当日前に当該免許の有効期間が満了する場合は、その満了の日)までは、適用しない。

〔粕谷照美君登壇、拍手〕

○粕谷照美君 たいだいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保に關し、郵政大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行ふ事務の処理に要する費用の財源に充てるため、免許人から電波利用料を徴収しようとするものであります。また、電波有効利用促進センターの業務に電波の有効かつ適正な利用の促進を図るための情報の収集及び提供の業務を追加する等、所要の改正を行うこととしております。

委員会におきましては、従来無料であった電波利用を新たに有料化する理由、国への適用除外等のあり方、関係者への周知徹底の方策、不法無線局への対応策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は會議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数を

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よつて本案は可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第五 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鶴岡洋君。

審査報告書

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十八日

法務委員長 鶴岡 洋
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化等にかんがみ、民事訴訟等の申立ての手数料の額の引下げを図るため、その算出基準を改め

ようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「(四) 訴訟の目的の価額が三百万円を超える部分」を

その価額二十万円までとに「千円」を

- (四) 訴訟の目的の価額がその価額二十万円
- (四) 訴訟の目的の価額がその価額二十五万
- (四) 訴訟の目的の価額がその価額百万円ま
- (四) 訴訟の目的の価額がその価額五百万円

三百万円を超え千万円までの部分

までとに「千円」

千万円を超え一億円までの部分

円までとに「千円」

一億円を超え十億円までの部分

でとに「三千円」

十億円を超える部分

までとに「一万円」

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年五月十二日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

円を超え千万円までの部分

とに「四百円」

を超え一億円までの部分

でとに「四百円」

を超え十億円までの部分

とに「千二百円」

を超える部分

とに「四千元」

に改める。

別表第一の一四の項中「(四) 調停を求むる事項の価額が三百万円を超える部分」を

その価額二十万円までとに「四百円」を

- (四) 調停を求めその価額
- (四) 調停を求めその価額
- (四) 調停を求めその価額
- (四) 調停を求めその価額

事項の価額が三百万円を超え千万円までの部分

二十万円までとに「四百円」

事項の価額が千万円を超え一億円までの部分

二十五万円までとに「四百円」

事項の価額が一億円を超え十億円までの部分

百万円までとに「千二百円」

事項の価額が十億円を超える部分

五百万円までとに「四千元」

に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔橋岡洋君登壇、拍手〕

○橋岡洋君 ただいま議題となりました民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化等にかんがみ、民事訴訟等の申し立ての手数料額

の引き下げを図るため、その算出基準を改めようとするものであります。

委員会におきましては、手数料引き下げの対象を高額事件に限定した理由、民事訴訟手続見直しと手数料のあり方、現行納付制度の問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

別表第一の一三の項中

「(四) 基礎となる額が三百万円を超える部分」を

その額二十万円までとに「四百円」を

- (四) 基礎となる額が三百万円
- (四) 基礎となる額が千万円
- (四) 基礎となる額が二十五万円ま
- (四) 基礎となる額が一億円
- (四) 基礎となる額が十億円
- (四) 基礎となる額が五百万円まで

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第六 特定債権等に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長岩本政光君。

審査報告書

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十八日

商工委員長 岩本 政光

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、リース契約及び割賦販売契約等に係る金銭債権その他の特定債権等に係る譲渡

及び譲受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業が増加している現状にかんがみ、特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の利益を保護するため、特定債権等の譲渡について届出の制度並びに特定債権等譲受業及び小口債権販売業を営む者について許可の制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの業務の適正な運営を確保しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、特定債権等に係る事業基盤の整備と投資者保護の徹底による市場の健全な育成を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、債権小口化による事業資金の調達、リース・クレジット産業の利用者に対するサービスの向上に資するものとなるよう指導するとともに、特定事業者が併営する金融部門へ資金が流用されることのないよう指導すること。
- 二、特定債権等の譲渡に当たっては、債権の内容、信用補填の程度など譲渡計画の審査等に万全を期するとともに、審査を補助する指定調査機関については、公正な判断を担保するための財政基盤の確立、専門的知識を有する人材の確保を図ること。
- 三、特定債権等譲受業者の事業運営の健全性を確保するため、兼業や資産運用等による財務状況

の悪化が生じないよう十分に監督するとともに、特定事業者との関係において事業の公正性が損なわれることのないよう指導すること。

四、小口債権の販売に伴う事故を防止し、市場が円滑に発展するよう、小口債権販売業者の事業のあり方を十分監視するとともに、販売時における書面交付に際しても投資家が不当に不利益を被ることのないよう指導すること。

五、投資者の投資判断に資するため、原債権に関する情報については、リース・クレジット利用者のプライバシーに配慮しつつ、可能な限り幅広く開示されるよう指導するとともに、商品の品質変化に伴う継続開示のあり方について検討すること。

六、他法律の適用を受ける適用除外事業者の政令指定に当たっては、法令等により投資者保護の観点から業務が適正に遂行されるよう本法と同等の規制を現に受けている者に限定するとともに、これらの者の業務遂行については本法と同等の投資者保護措置が実施されるよう取り扱うこと。

七、本法が複数の主務大臣により施行されることにより、諸手続きの煩雑化がもたらされることのないよう、主務大臣間の十分な調整を図るとともに、金融の自由化に対応し、投資者の利便が確保された効率的な市場が形成されるよう配慮すること。

八、クレジット取引に関連する多重債務者・自己破産者の増加の現状に対応し、与信の適正化、信用情報の一元化、広報・啓蒙活動の実施等業界による自主規制措置の推進を指導し、特に若

年多重債務者の発生防止に努めること。右決議する。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定債権等の譲渡等

第一節 特定債権等の譲渡(第三条―第十一

条)

第二節 指定調査機関(第十二条―第二十九

条)

第三章 特定債権等譲受業

第一節 許可(第三十条―第四十二条)

第二節 業務(第四十三条―第四十五条)

第三節 監督(第四十六条―第五十一条)

第四章 小口債権販売業

第一節 許可(第五十二条―第五十四条)

第二節 業務(第五十五条―第六十四条)

第三節 監督(第六十五条)

第五章 雑則(第六十六条―第七十四条)

第六章 罰則(第七十五条―第八十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定債権等に係る譲渡及び譲受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の取戻の事業を営む者について許可その他の必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定債権」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 機械類その他の物品を使用させる契約であつてその使用させる期間(以下「使用期間」という。)が一年を超えるものであり、かつ、使用期間の開始の日(以下「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする債権(以下「金銭債権」という。)
- 二 それと引換えに、又はそれを提示して特定債権の取戻業者から商品を購入することができる証券その他の物(以下「証券等」という。)をこれにより商品を購入しようとする者(以下「利用者」という。)に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の取戻業者から商品を購入した場合において、その代金に相当する金額を当該取戻業者に交付し、当該利用者から、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに、その代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

三 証券等を利用することなく、特定の取戻業者が行う購入者への商品の販売を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を当該取戻業者に交付し、当該購入者から、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭債権

四 証券等を利用者に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の取戻業者から商品を購入した場合において、その代金に相当する金額を当該取戻業者に交付し、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに、その代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

五 前各号に規定する契約に類する契約として政令で定めるものに基づいて生ずる金銭債権

この法律において「特定債権等」とは、特定債権又は前項第一号に規定する契約に基づいて使用される物品(以下「特定物品」という。)をいう。

六 この法律において「小口債権」とは、次に掲げる権利(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は表示されるべき権利を除く。)をいう。

一 特定債権等譲渡業者に対する基本債権を分割した債権

二 第四項第二号イ又はロに掲げる契約(以下「特定債権等組合契約」という。)に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利

三 第四項第二号ハに掲げる契約に係る権利であつて、特定債権等に係る小口債権の取戻の事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるもの

四 特定債権等の信託の収益の分配及び元本の返還を受ける権利

五 外国の法令に準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)に対する権利であつて、前各号に掲げるものに類するもの

この法律において「小口債権取戻業者」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 小口債権の取戻を内容とする契約(以下「小口債権取戻契約」という。)の締結又はその代理若しくは媒介(以下「締結等」という。)

二 特定債権等組合契約の締結の代理又は媒介

この法律において「小口債権取戻業者」とは、第五十二条の許可を受けて小口債権取戻業者を営む者をいう。

第二章 特定債権等の譲渡等

第一節 特定債権等の譲渡

第三条 特定債権等譲渡業者にその特定債権等を譲渡しようとする特定事業者(特定事業者の特定債権等を譲り受けた者を含む。以下「特定事業者等」という。)及び当該特定債権等譲渡業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該譲渡及び譲受けの計画を通商産業大臣に届け出

なければならぬ。当該計画の変更(通商産業省令で定める軽微なものを除く)をしようとするときも、同様とする。

(特定債権等の譲渡の制限等)

第四条 前条の規定による届出をした特定事業者等及び特定債権等譲受業者は、通商産業大臣が当該届出を受理した日から起算して六十日を経過する日までは、当該届出に係る特定債権等を譲渡し、及び譲り受けてはならない。ただし、通商産業大臣は、当該届出に係る計画の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

2 通商産業大臣は、前条の規定による届出に係る特定債権等の譲渡及び譲受けが行われる場合には、その特定債権についての債務の弁済が円滑に行われぬおそれがあるとき、その特定債権等に係る小口債権についての債務の弁済を担保するための措置が不十分であるとき、その他投資者の利益を害するおそれがあると認められるときに限り、当該特定事業者等及び特定債権等譲受業者に対し、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(特定債権等の譲渡に係る對抗要件)

第五条 特定事業者等は、特定債権等譲受業者に特定債権等を譲渡したときは、遅滞なく、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百七十八条又は第四百六十七条の規定その他法令で定めると

ころにより、当該特定債権等に係る権利の移転をもって第三者に対抗するために必要な行為をしなければならぬ。

(特定債権の譲渡に係る計画の確認)

第六条 特定事業者は、一年以内において通商産業省令で定める期間ごとに、通商産業省令で定めるところにより、当該期間の特定債権の譲渡に係る計画を通商産業大臣に提出して、その計画が次の各号に適合する旨の確認を受けることができる。当該確認を受けた特定債権の譲渡の総額の変更(特定債権の譲渡の総額の増加に係るものに限る)をしようとするときも、同様とする。

一 その特定債権の譲渡の総額が当該特定事業者の実施のために必要な限度を超えるものでないこと。

二 その特定債権の譲渡の総額が当該特定事業者の財産の状況に照らして過大なものでないこと。

三 その特定事業者が譲渡しようとする当該特定債権の取立てについて、当該特定債権等譲受業者から委託を受けていること。

(特定債権の譲渡の公告等)

第七条 前条の規定により特定債権の譲渡に係る計画について確認を受けた特定事業者は、当該計画に従って特定債権等譲受業者に特定債権を譲渡したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨の公告をすることができる。

2 前項の規定による公告(以下の節において単に「公告」という。)がされたときは、当該特定債権の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

(特定債権に関する書面の閲覧)

第八条 特定事業者は、第六条の規定により確認を受けた計画に従って特定債権を譲渡した場合において、公告をしようとするときは、当該特定債権に関する事項であつて通商産業省令で定めるところについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 特定債権の債務者、特定事業者から特定債権を譲り受ける者又は特定事業者の債権者は、通商産業大臣に対し、利害関係のある部分に限り、前項の書面の閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による請求は、請求事由その他通商産業省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

(取立てを委託する契約の解除の禁止等)

第九条 特定事業者又は特定債権等譲受業者は、その譲渡し、又は譲り受けた特定債権について公告により對抗要件が備えられたときは、当該

特定債権について当該特定事業者が取立てを委託する契約の解除を行うことができない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、特定債権等譲受業者は、取立てを委託する契約の解除による当該特定事業者の弁済受領の権限の消滅をもって当該特定債権の債務者に対抗することができない。ただし、当該債務者がその弁済受領の権限の消滅を知り、又は過失により知らなかったときは、この限りでない。

(報告の徴収等)

第十条 通商産業大臣は、特定事業者等及び特定債権等譲受業者に対し、第三条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定により確認を受けた計画(第三条又は第六条の規定による変更の届出又は変更の確認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施状況について報告を求めることができる。

2 通商産業大臣は、第六条の規定により確認を受けた計画が同条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その確認を取り消さなければならぬ。

3 前項の規定により確認が取り消された場合において、その確認を受けた計画に従って譲渡された特定債権に係る公告は、当該確認が取り消された後も、なおその効力を有する。

(準用規定)

第十一条 この節の規定は、信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。)に特定債権等を信託する特定事業者等及び当該信託会社について準用する。この場合において、第三条中「特定債権等譲受業者」とあるのは「信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。)」に、「以下「特定事業者等」という。及び当該特定債権等譲受業者」とあるのは「以下「特定事業者等」という。同条及び第六条第三号中「譲渡しよう」とあるのは「信託しよう」と、第三条及び第四条第二項中「譲渡及び譲受け」とあるのは「信託」と、同条及び前条第一項中「特定事業者等及び特定債権等譲受業者」とあるのは「特定事業者等」と、第四条第一項中「譲渡し、及び譲り受けてはならない」とあるのは「信託してはならない」と、第五条、第六条第三号、第七条第一項及び第九条中「特定債権等譲受業者」とあるのは「信託会社」と、第五条、第七条第一項及び第八条第一項中「譲渡した」とあるのは「信託した」と、第六条及び第七条第一項中「特定債権の譲渡」とあるのは「特定債権の信託」と、第八条第二項中「特定債権を譲り受ける者」とあるのは「特定債権の信託を受ける信託会社」と、第九条第一項中「譲渡し、又は譲り受けた」とあるのは「信託し、又は信託を受けた」と、前条第三項中「譲渡された」とあるのは「信託された」と読み替えるものとする。

第二節 指定調査機関

(指定調査機関の指定等)

第十二条 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、第三条の規定による届出に係る特定債権等及び当該特定債権等に係る小口債権についての債務の弁済に関する必要な調査並びに第六条の規定による確認に必要な調査(同条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)のうち特定事業者の事業及び財産の状況に関するものであって政令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律、信託業法(大正十一年法律第六十五号)、証券取引法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)若しくは商品投資に係る事業の規制

に関する法律(平成三年法律第六十六号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

- 二 第二十五条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
 - イ 第一号に該当する者
 - ロ 第二十一条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第十四条 通商産業大臣は、第十二条第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が調査業務を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 二 調査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 調査業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公

正になるおそれがないものであること。
五 その指定をすることによつて調査業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(調査業務の実施義務等)

第十五条 指定調査機関は、通商産業大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 指定調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一号に規定する者(以下「調査業務実施者」という。)に実施させなければならない。

(変更の届出)

第十六条 指定調査機関は、その名称又は調査業務を行う事務所所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十七条 指定調査機関は、調査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第十八条 指定調査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第十九条 指定調査機関は、毎事業年度開始前に(第十二条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十条 指定調査機関の役員(調査業務実施者を含む。次条において同じ。)の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第二十一条 通商産業大臣は、指定調査機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定調査機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十二条 指定調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)

第二十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合命令等)

第二十四条 通商産業大臣は、指定調査機関が第十四条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)
第二十五条 通商産業大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第十三条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第十七条第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行ったとき。
- 四 第十七条第三項、第二十一条又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十六条 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞)

第二十七条 通商産業大臣は、第二十一条又は第二十五条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

ればならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公示)

第二十八条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二条第一項の指定をしたとき。
- 二 第十六条の規定による届出があつたとき。
- 三 第十八条の許可をしたとき。
- 四 第二十五条の規定により指定を取り消し、又は調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(通商産業省令への委任)

第二十九条 この節に規定するもののほか、指定調査機関の行う調査業務に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三章 特定債権等讓受業

第一節 許可

(特定債権等讓受業者の許可)

第三十条 特定債権等讓受業は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。ただし、その譲り受ける特定債権の債権額及び特定物品の価額の年間の合計額

が政令で定める金額に満たない場合は、この限りでない。

(許可の条件)

第三十一条 主務大臣は、前条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は投資者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

(許可の申請)

第三十二条 第三十条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
 - 二 營業所の名称及び所在地
 - 三 役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
 - 四 資本の額又は出資の総額
 - 五 業務の種類及び方法
 - 六 他に事業を行っているときは、その事業の種類
 - 七 前各号に掲げるものほか、主務省令で定める事項
- 2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- (許可の基準)
- 第三十三条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならない。

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

三 第五十条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定により第三十条若しくは第五十二条の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。)を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人

四 第十三条第一号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

- イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法

令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ 第十三条第一号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 特定債権等譲受業者が第五十条第一項の規定により第三十条の許可を取り消され、又は小口債権販売業者が第六十五条において準用する同項の規定により第五十二条の許可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該特定債権等譲受業者又は当該小口債権販売業者の役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消の日から三年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許

可等を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該許可等を取り消された法人の当該取消の日前三十日以内に役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。)

六 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人

七 特定債権等譲受業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人

2 主務大臣は、第三十条の許可の申請があった場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の有効期間)

第三十四条 第三十条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

(許可の有効期間の更新)

第三十五条 第三十条の許可の有効期間(この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。)の満了の後引き続き当該許可に係る特定債権等譲受業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならない。

官 報 (号 外)

2 第三十一条から第三十三条までの規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三十条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三十条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

(変更の認可)

第三十六条 特定債権等譲受業者は、第三十二条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(変更の届出)

第三十七条 特定債権等譲受業者は、第三十二条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(特定債権等譲受業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併)

第三十八条 特定債権等譲受業の全部又は一部の譲渡及び譲受けは、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 特定債権等譲受業者たる法人の合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十三条の規定は、前二項の認可について準用する。

(承継)

第三十九条 特定債権等譲受業の全部の譲渡があつたときは、特定債権等譲受業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その特定債権等譲受業者の地位を承継する。

(廃業の届出等)

第四十条 特定債権等譲受業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 破産により解散したとき。その破産管財人
- 二 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人
- 三 特定債権等譲受業を廃止したとき。特定債権等譲受業者であつた法人を代表する役員

2 特定債権等譲受業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該特定債権等譲受業者の第三十条の許可は、その効力を失う。

(他業兼営の許可)

第四十一条 特定債権等譲受業者は、特定債権等譲受業以外の事業を営もうとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 主務大臣は、特定債権等譲受業者が特定債権等譲受業以外の事業を営むことにより投資者の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

(登録免許税及び手数料)

第四十二条 第三十条の許可を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第三十五条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二節 業務

(名義貸しの禁止)

第四十三条 特定債権等譲受業者は、自己の名義をもって、他人に特定債権等譲受業を営ませてはならない。

(余裕金の運用)

第四十四条 特定債権等譲受業者は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の

取得

- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社への金銭信託であつて、元本補てんの契約のあるもの

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める方法

(書類の閲覧)

第四十五条 特定債権等譲受業者は、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、当該特定債権等譲受業者に係る小口債権を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第四十六条 特定債権等譲受業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第四十七条 特定債権等譲受業者は、事業年度ごとに、主務省令で定める様式により、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第四十八条 主務大臣は、投資者の保護のため必要があると認めるときは、特定債権等譲受業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、特

定債権等譲受業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、投資者の保護のため特に必要があるとき、特定債権等譲受業者と取引する者に対し、当該特定債権等譲受業者の業務又は財産に関して報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 第二十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(業務改善命令)

第四十九条 主務大臣は、特定債権等譲受業者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者の保護のため必要な限度において、当該特定債権等譲受業者に対し、業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該特定債権等譲受業者にその処分の理由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(許可の取消し等)

第五十条 主務大臣は、特定債権等譲受業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条

の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三条第一項第一号から第五号まで(同項第三号については、第五十二条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなったとき。

二 不正の手段により第三十条の許可又は第三十五条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第三十一条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 特定債権等譲受業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

(監督処分等の公告)

第五十一条 主務大臣は、前条第一項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四章 小口債権販売業

第一節 許可

(小口債権販売業者の許可)

第五十二条 小口債権販売業は、主務大臣の許可

を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

(廃業の届出等)

第五十三条 小口債権販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であった者

二 破産により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

四 小口債権販売業を廃止したとき。小口債権販売業者であった法人を代表する役員

2 小口債権販売業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該小口債権販売業者の前条の許可は、その効力を失う。

(準用規定)

第五十四条 第三十一条、第三十二条、第三十三条(第一項第二号を除く)、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条の規定は、小口債権販売業者について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「前条」とあり、並びに第三十二条第一項、第三十三条第一項各号列記以外の部分及び第二項、第三十四条、第三十五条並びに第四十二条の規定中「第三十条」とある

のは「第五十二条」と、同条中「第三十五条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二節 業務

(標識の掲示)

第五十五条 小口債権販売業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 小口債権販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(広告の規制)

第五十六条 小口債権販売業者は、その行う小口債権販売業に関して広告をするときは、その者の信用、小口債権の支払の確実性その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(小口債権販売契約等の成立前の書面の交付)

第五十七条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約の締結等又は特定債権等組合契約の締結の代理若しくは媒介をしようとするときは、顧客に対し、当該小口債権販売契約又は特定債権等組合契約(以下「小口債権販売契約等」という。)が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、小口債権販売契約等並びに小口債権販売契約等に係る小口債権及び特定債権等(以下「小口債権販売契約・特定債権等」と総称する。)の内容及びその履行に関する事項であって

主務省令で定めるものについて当該小口債権販売契約・特定債権等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(小口債権販売契約等の成立時の書面の交付)

第五十八条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該小口債権販売契約・特定債権等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 小口債権の内容及びその事項
- 二 特定債権等の内容及びその事項
- 三 特定債権等譲受業者に関する事項
- 四 小口債権についての債務の弁済を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられていない場合にあつては、その内容
- 五 契約の解除に関する事項(次条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)
- 六 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(書面による解除)

第五十九条 小口債権販売業者と小口債権販売契約を締結した顧客(当該小口債権販売契約の締結前主務省令で定める期間内に、当該小口債権販売業者と同種の小口債権販売契約の締結をした者を除く。)は、前条の書面を受領した日から

起算して八日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 小口債権販売業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なもの、無効とする。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第六十条 小口債権販売業者は、その行う小口債権販売業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(小口債権販売契約等の締結についての勧誘等)

第六十一条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のものを告げる行為をしてはならない。

2 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の解除(特定債権等組合契約に係る組合からの脱退を含む。次条第一号及び第二号において同

じ)を妨げるため、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のものを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第六十二条 小口債権販売業者又はその代理人、使用人その他の従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 威迫する言動を交えて、小口債権販売契約等の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は小口債権販売契約等の解除を妨げること。
- 二 小口債権販売契約等に基づく債務又は小口債権販売契約等の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三 前二号に掲げるもののほか、小口債権販売業に関する行為であつて、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの。

(準用規定)

第六十三条 第四十三条及び第四十五条の規定は、小口債権販売業者について準用する。この場合において、同条中「書類」とあるのは「書類並びに販売を行った小口債権に関する書類」と、

「当該特定債権等譲受業者に係る小口債権を有する者」とあるのは「顧客」と読み替へるものとする。

(小口債権販売業者とみなす特定債権等譲受業者)

第六十四条 特定債権等譲受業者が特定債権等組合契約の締結を行う場合においては、当該特定債権等譲受業者を小口債権販売業者とみなして、この節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第五十八条第五号及び第五十九条第一項から第三項までの規定中「解除」とあるのは、「解除(特定債権等組合契約に係る組合からの脱退を含む。)」とする。

第三節 監督

(準用規定)

第六十五条 前章第三節の規定は、小口債権販売業者について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十二条」と、同項第一号中「第三十三条第一項第一号から第五号まで」とあるのは「第五十四条において準用する第三十三条第一項第一号、第三号から第五号まで」と、「第五十二条」とあるのは「第三十条」と、同項第二号中「第三十五条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十五条第一項」と、同項第三号中「第三十一条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十一条第一項」と読み替へるものとする。

第五章 雑則

(許可の取消し等に伴う債務の履行)

第六十六条 特定債権等譲受業者について、第三

十条の許可の有効期間(第三十五条第三項に規定する場合)は、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。が満了したとき、第四十条第二項の規定により第三十条の許可が効力を失ったとき、又は第五十条第一項の規定により第三十条の許可が取り消されたときは、当該特定債権等譲受業者であった者は、当該特定債権等譲受業者に係る小口債権に関する取引を結了する目的の範囲内においては、なお特定債権等譲受業者とみなす。

(外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的脱替え等)

第六十七条 特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者が外国法人である場合において、当該特定債権等譲受業者又は当該小口債権販売業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的脱替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定投資者に関する適用除外)

第六十八条 第三条から第五条までの規定は、これらの規定に規定する特定債権等に係る小口債権販売契約等の締結についての勧誘が資本の額が通商産業省令で定める金額以上の株式会社その他通商産業省令で定める者(以下「特定投資者」という。)のみに対して行われる場合であつて、当該小口債権販売契約等に係る小口債権が当該小口債権販売契約等を締結した顧客から特定投資者以外の者に譲渡されるおそれが少ない

ものとして政令で定めるときは、適用しない。(営業のために締結する小口債権販売契約等の適用除外)

第六十九条 第五十七条から第六十二条までの規定は、小口債権販売業者(第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。)が当該小口債権販売契約等の締結等をする場合における顧客(第五十七条、第五十八条、第六十一条及び第六十二条の規定については、特定投資者に限る。)が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

(支払能力に関する情報の適正な使用)

第七十条 特定債権等譲受業者は、特定債権の債務者の支払能力に関する情報を特定債権についての債務の弁済に関する調査以外の目的のために使用してはならない。

(銀行等の適用除外)

第七十一条 前二章の規定は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他のこの法律以外の法律の規定であつてこれにより特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者の公正及び投資者の保護が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。(主務大臣等)

第七十二条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び通商産業

大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び通商産業大臣の発する命令とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができ、(主務省令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第七十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条又は第五十二条の規定に違反して、許可を受けないで特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者を営んだ者

二 不正の手段により第三十条若しくは第五十二条の許可又は第三十五条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定によ

る有効期間の更新を受けた者

三 第四十三条(第六十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者を営ませた者

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条第一項(第十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第四条第二項(第十一条において準用する場合を含む。)又は第五十条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四 第三十一条第一項(第三十五条第二項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第五十四条において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者

五 第三十六条(第五十四条において準用する場合を含む。)の認可を受けないで第三十二条第一項第五号(第五十四条において準用する場合を含む。)に掲げる事項を変更し、又は資本の額若しくは出資の総額を減少した者

六 第四十一条第一項の規定による許可を受け

官 報 (号 外)

<p>ないで特定債権等譲受業以外の事業を営んだ者</p> <p>七 第六十条の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者</p> <p>八 第六十一条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者</p> <p>九 第六十一条第二項の規定に違反して、不実のことを告げた者</p> <p>第七十七条 第二十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十八条 第二十五条の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十二条(第三十五条第二項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第五十四条において準用する場合を含む。の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者</p> <p>二 第五十六条の規定に違反して、著しく事実を相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者</p>	<p>三 第五十七条又は第五十八条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する概要若しくは事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者</p> <p>第八十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第五条(第十一条において準用する場合を含む。))の規定に違反した者</p> <p>二 不正の手段により第六条(第十一条において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けた者</p> <p>三 第六条(第十一条において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けずに第七条第一項の規定による公告をした者</p> <p>四 第八条第一項(第十一条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の記載のある書面を提出した者</p> <p>五 第十条第一項(第十一条において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>六 第三十七条(第五十四条において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>七 第四十五条(第六十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類を備えず、若しくは小口債権を有する者若しくは顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽</p>	<p>の記載のある書類を備え置き、若しくは小口債権を有する者若しくは顧客に閲覧させた者</p> <p>八 第四十六条(第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記載のある帳簿書類の作成をした者</p> <p>九 第四十七条(第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載のある事業報告書を提出した者</p> <p>十 第四十八条第一項又は第二項(第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の記載のある資料の提出をした者</p> <p>十一 第四十八条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。))以下この号において同じ。の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>十二 第四十九条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者</p> <p>十三 第五十五条第一項の規定に違反して、主務省令で定める様式の標識を掲示しなかった者</p> <p>十四 第五十五条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲</p>
<p>示した者</p> <p>第八十一条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十八条の許可を受けないで調査業務の全部を廃止したとき。</p> <p>二 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>三 第二十六条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。</p> <p>第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条、第七十六条、第七十九条又は第八十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第八十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第四十条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第四十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用した者</p>	<p>の記載のある書類を備え置き、若しくは小口債権を有する者若しくは顧客に閲覧させた者</p> <p>八 第四十六条(第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記載のある帳簿書類の作成をした者</p> <p>九 第四十七条(第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載のある事業報告書を提出した者</p> <p>十 第四十八条第一項又は第二項(第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の記載のある資料の提出をした者</p> <p>十一 第四十八条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。))以下この号において同じ。の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>十二 第四十九条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者</p> <p>十三 第五十五条第一項の規定に違反して、主務省令で定める様式の標識を掲示しなかった者</p> <p>十四 第五十五条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲</p>	<p>示した者</p> <p>第八十一条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十八条の許可を受けないで調査業務の全部を廃止したとき。</p> <p>二 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>三 第二十六条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。</p> <p>第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条、第七十六条、第七十九条又は第八十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第八十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第四十条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第四十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用した者</p>

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特定債権等譲受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第三十三条第一項の規定に基づき不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定により特定債権等譲受業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、第三十条の規定にかかわらず、引き続き特定債権等譲受業を営むことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定債権等譲受業を営むことができる場合においては、その者を特定債権等譲受業者とみなして、第三条から第五条まで、第三十九条、第四十四条から第四十九条まで、第五十条(第一項第二号を除く。)、第六十四条及び第六十六条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合に

おいて、第五十条第一項中「第三十条の許可を取り消し」とあるのは「特定債権等譲受業の廃止を命じ」と、「第三十三条第一項第一号から第五号まで」とあるのは「第三十三条第一項第三号から第五号まで」と、第六十四条中「この節」とあるのは「この節(第五十五条及び第六十三条において準用する第四十三条を除く。)」と、第六十六条中「第三十条の許可の有効期間(第三十五条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)」が満了したとき、第四十条第二項の規定により第三十条の許可が効力を失ったとき、又は第五十条第一項の規定により第三十条の許可が取り消されたときは」とあるのは「この法律の施行の日から六月を経過したとき、第三十三条第一項の規定による不許可の処分があったとき、第四十条第一項各号のいずれかに該当することとなったとき、又は附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定により特定債権等譲受業の廃止を命じられたときは」と、第七十五条第一号中「第三十条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定による特定債権等譲受業の廃止の命令に違反した者」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定により特定債権等譲受業の廃止が命じられた場合における第三十三条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第五十条第一項の規定により第三十条の許可を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第五十条第一項の規定による第三十条の許可の取消の日とみなす。

4 第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際現に小口債権販売業を営んでいる者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「第三十三条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十三条第一項」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十五条において準用する第五十条第一項」と、「第三十条」とあるのは「第五十二条」と、同項中「前項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により引き続き小口債権販売業を営むことができる場合においては、その者を小口債権販売業者とみなして、第五十六条から第六十二条まで、第六十三条において準用する第四十五条並びに第六十五条において準用する第四十六条から第四十九条まで及び第五十条(第一項第二号を除く。)の規定(これらの規定に係

る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六十五条の規定により読み替えて適用される第五十条第一項中「第五十二条の許可を取り消し」とあるのは「小口債権販売業の廃止を命じ」と、「第三十三条第一項第一号、第三号から第五号まで」とあるのは「第三十三条第一項第三号から第五号まで」と、第七十五条第一号中「第三十条」とあるのは「附則第二条第五項の規定により読み替えて適用される第六十五条において準用する第五十条第一項の規定による小口債権販売業の廃止の命令に違反した者」とする。

第三条 第五十八条及び第五十九条の規定は、この法律の施行前に締結された小口債権販売契約(第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者が締結を行う特定債権等組合契約を含む。)については、適用しない。
(登録免許税法の一部改正)
第四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。
別表第一第三十二号の次に次のように加える。

三十二の二	特定債権等譲受業の許可又は小口債権販売業の許可	許可件数	一件につき十五万円
特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第...号)第三十条(特定債権等譲受業の許可)の特定債権等譲受業の許可又は同法第五十二条(小口債権販売業の許可)の小口債権販売業の許可			

(大蔵省設置法の一部改正)

第五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十七号の十の次に次の一号を加える。

九十七の十一 特定債権等譲受業及び小口債権販売業(特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第 号)に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう。次条第三十五号の八において同じ。)を営む者の許可及び監督に関すること。

第五号第三十五号の七の次に次の一号を加える。

三十五の八 特定債権等譲受業及び小口債権販売業を営む者を許可し、これらを監督すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

〔岩本政光君登壇、拍手〕

○岩本政光君 たいだいま議題となりました特定債権等に係る事業の規制に関する法律案につきまして

て、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、リース契約及び割賦販売契約等に係る金銭債権その他の特定債権等に係る譲渡及び譲り受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業が増加している現状にかんがみ、特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするのと同時に、投資者の利益を保護するため、特定債権等の譲渡について届け出の制度並びに特定債権等譲り受け業及び小口債権販売業を営む者について許可の制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、投資者保護の確保、調達資金の運用のあり方、多重債務者問題、ノンバンクの過剰融資問題等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より反対、自由民主党を代表して中曾根理事より賛成、連合参議院を代表して古川委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長山口哲夫君。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月二十八日

地方行政委員長 山口 哲夫

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、

平成四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の措置を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、平成四年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲渡税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十五兆七千七百十八億八千万円に、返還金一億一千九百万円を加算した額から、同特別会計借入金金の償還金五百五十六億円及び同特別会計借入金等利子負担額三百七十二億円を控除した十五兆六千七百九十一億九千九百万円が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年五月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

平成四年五月二十九日 参議院会議録第十八号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

人口
世帯数
世帯数
世帯数

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
態容補正及び寒冷補正
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

に改め、同表市町村の項第八号中

「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同表市町村の項第九号を削り、同表市町村の項第十号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同号を同表市町村の項第九号とし、同表市町村の項第十一号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同号を同表市町村の項第十号とする。

附則第四条の見出し中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同条第一項中「平成三年度から」を「平成四年度から」に改め、「合算額から」を「合算額(平成四年度にあつては、当該合算額に二百十億円を加算した額)から」に改め、同項第二号中「平成三年度にあつては、六千七百三十二億七千八百万円」を「平成四年度にあつては、六千七百七十六億七千八百万円」に改め、同項第三号中「平成三年度にあつては、平成二年度における借入金金の額一兆五千二百一十一億三千五百万円」を「平成四年度にあつては、平成三年度における借入金金の額六千七百三十二億七千八百万円」に改め、同項第四号中「平成三年度にあつては、六百二十七億円」を「平成四年度にあつては、三百七十二億円」に改め、同条第二項中「平成三年度分」を「平成四年度分」に、「四千五百二億四千万円」を「八千五百億円」に改め、同条第三項中「平成三年度分」を「平成四年度分」に、「四百九十七億六千万円」を「二百七億六千万円」に改め、同条第四項中「平成四年度から」を「平成五年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成五年度	三千二百九十四億円
平成六年度	三千五百九十五億円
平成七年度	三千六百三十五億円
平成八年度	三千七百六十八億円
平成九年度	三千七百七十億円
平成十年度	三千八百十億円
平成十一年度	三千八百五十一億円
平成十二年度	三千八百三十億円
平成十三年度	三千七百九十五億四千万円

附則第九条中「平成三年度」を「平成十三年度」に改める。
別表を次のように改める。

別表第十二条関係

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用		
一	警察費	1 道路橋りょう	警察職員数	一人につき	九、〇二九、〇〇〇円		
		二 土木費	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二二八、〇〇〇	
			(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六、八六四、〇〇〇	
		2 河川費	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一一五、〇〇〇	
			(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、四六〇、〇〇〇	
		3 港湾費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三三、二〇〇	
			(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	一三、三〇〇	
		4 その他の土木費	(1) 経常経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	一四、三〇〇	
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	九七八	
		三 教育費	教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき	四、三一九、〇〇〇
				2 中学校費	教職員数	一人につき	四、三二九、〇〇〇
				3 高等学校費	教職員数	一人につき	六、八五五、〇〇〇
		4 特殊教育諸学校費	投資的経費	(1) 経常経費	生徒数	一人につき	五〇、二〇〇
				(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	四五、二〇〇
				児童及び生徒の教職員数	一人につき	四、四五七、〇〇〇	
5 その他の教育費	投資的経費	(1) 学級数	学級数	一人につき	一九四、〇〇〇		
		(2) 学級数	学級数	一人につき	九一一、〇〇〇		
		(3) 人口	人口	一人につき	一、一八四、〇〇〇		

四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	七、二七〇
	2 社会福祉費	人口	一人につき	五、一三〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	六六一
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	七、四六〇
	3 衛生費	人口	一人につき	七一一
	4 労働費	失業者数	一人につき	一、二〇〇、〇〇〇
五 産業経済費	1 農業行政費	農家数	一戸につき	八〇、六〇〇
	(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	九三、一〇〇
	(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	三、七六〇
	2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一三、七〇〇
	(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	一九八、〇〇〇
	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一、四〇〇〇
	3 水産行政費	人口	一人につき	一、八三〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、二二〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	四四〇
	2 徴税費	世帯数	一世帯につき	九、六七〇
	3 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、三〇九、〇〇〇
	4 その他の諸費	人口	一人につき	三、九九〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	三、六一〇
	(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	一、二四〇、〇〇〇
七 災害復旧費		災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 地方税減取補てん償還費		地方税の減取補てんのため昭和五十三年度から平成三年度までの各年度において特別に発行を	千円につき	八七

九 地域財政特例対策償還費	許可された地方債の額	千円につき	一一三	
十 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十年年度から平成三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一〇〇	
一 消防費	人口	一人につき	八、四七〇円	
二 土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	一〇一、〇〇〇	
1 道路橋りょう	道路の延長	一キロメートルにつき	七四一、〇〇〇	
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	二九、九〇〇	
(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	一三、三〇〇	
2 港湾費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	一四、三〇〇	
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	九八一	
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	一一、二〇〇	
3 都市計画費	公園費	人口	一人につき	五〇四
(1) 経常経費	下水道費	人口	一人につき	三三二
(2) 投資的経費	経常経費	人口	一人につき	一四九
4 公園費	投資的経費	人口	一人につき	七七
5 下水道費		人口		

平成四年五月二十九日 参議院会議録第十八号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

<p>6 その他の土木費</p> <p>(1) 経常経費 (2) 投資的経費</p>		人口	一人につき	一、一八〇
<p>三 教育費</p> <p>1 小学校費</p> <p>(1) 経常経費</p>		児童数	一人につき	四一、七〇〇
		学級数	一学級につき	七〇〇、〇〇〇
		学校数	一校につき	六、八九四、〇〇〇
		学級数	一学級につき	五三〇、〇〇〇
<p>2 中学校費</p> <p>(1) 経常経費</p>		生徒数	一人につき	三五、八〇〇
		学級数	一学級につき	八八六、〇〇〇
		学校数	一校につき	七、六三三、〇〇〇
		学級数	一学級につき	五三〇、〇〇〇
<p>3 高等学校費</p> <p>(1) 経常経費</p>		教職員数	一人につき	六、八二六、〇〇〇
		生徒数	一人につき	四八、八〇〇
		生徒数	一人につき	二八、一〇〇
<p>4 その他の教育費</p> <p>(1) 経常経費</p>		人口	一人につき	六、三五〇
		人口	一人につき	三三九
<p>四 厚生労働費</p> <p>1 生活保護費</p>		市部人口	一人につき	六、四八〇
<p>2 社会福祉費</p> <p>(1) 経常経費</p>		人口	一人につき	五、三四〇
		人口	一人につき	七八一
<p>3 保健衛生費</p> <p>(1) 経常経費</p>		人口	一人につき	五、九七〇
		人口	一人につき	六四七
<p>4 清掃費</p> <p>(1) 経常経費</p>		人口	一人につき	一、二〇〇、〇〇〇
<p>5 労働費</p> <p>(2) 投資的経費</p>		失業者数	一人につき	一、二〇〇、〇〇〇
<p>五 産業経済費</p> <p>1 農業行政費</p> <p>(1) 経常経費</p>		農家数	一戸につき	四四、四〇〇
		農家数	一戸につき	三八、七〇〇
<p>2 投資的経費</p>		農家数	一人につき	九三二
<p>2 商工行政費</p>		人口	一人につき	九三二
<p>3 その他の産業経済費</p> <p>(1) 経常経費</p>		林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	四一、九〇〇
		林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	九七、二〇〇
<p>(2) 投資的経費</p>		人口	一人につき	三、四八〇
		人口	一人につき	六七〇
		人口	一人につき	九五〇〇
		世帯数	一世帯につき	四、五〇〇
<p>1 企画振興費</p> <p>(1) 経常経費</p>		人口	一人につき	一〇、二九〇
		人口	一平方キロメートルにつき	一、一六五、〇〇〇
<p>(2) 投資的経費</p>		人口	一人につき	一、七九〇
		人口	一平方キロメートルにつき	五〇一、〇〇〇
		人口	一人につき	九五〇
<p>2 徴税費</p>		面積	一人につき	八〇〇
<p>3 戸籍住民基本台帳費</p>		面積	一平方キロメートルにつき	一、一六五、〇〇〇
<p>4 その他の諸費</p> <p>(1) 経常経費</p>		面積	一人につき	一、七九〇
		面積	一平方キロメートルにつき	五〇一、〇〇〇
		面積	一人につき	九五〇
<p>(2) 投資的経費</p>		面積	一人につき	八〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、一六五、〇〇〇
		面積	一人につき	一、七九〇
		面積	一平方キロメートルにつき	五〇一、〇〇〇
		面積	一人につき	九五〇
<p>七 災害復旧費</p> <p>(2) 投資的経費</p>		面積	一人につき	八〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、一六五、〇〇〇
		面積	一人につき	一、七九〇
		面積	一平方キロメートルにつき	五〇一、〇〇〇
		面積	一人につき	九五〇
<p>八 辺地対策事業債償還費</p>		面積	一人につき	八〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、一六五、〇〇〇
		面積	一人につき	一、七九〇
		面積	一平方キロメートルにつき	五〇一、〇〇〇
		面積	一人につき	九五〇
<p>九 地方税減取補てん償還費</p>		面積	一人につき	八〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、一六五、〇〇〇
		面積	一人につき	一、七九〇
		面積	一平方キロメートルにつき	五〇一、〇〇〇
		面積	一人につき	九五〇
<p>十 地域財政特例対策償還費</p>		面積	一人につき	八〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、一六五、〇〇〇
		面積	一人につき	一、七九〇
		面積	一平方キロメートルにつき	五〇一、〇〇〇
		面積	一人につき	九五〇

十一 臨時財政特例 償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十年から平成三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一〇〇
------------------	---	-------	-----

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成三年度」を、「平成四年度」に、「六千七百三十二億七千八百万円」を、「六千七百七十六億七千八百万円」に、「平成三年度分の借入金限度額」を、「平成四年度分の借入金限度額」に、「平成四年度」を、「平成五年度」に改め、同項の表中「平成四年度」五百五十六億円を削る。

附則第六条中「平成三年度」を「平成四年度」に改める。
 附則第七条中「平成三年度」を「平成四年度」に、「五千億円」を「八千四百九十七億六千万円」に、「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成五年度	三千二百九十四億円
平成六年度	三千五百九十五億円
平成七年度	三千六百三十五億円
平成八年度	三千七百六十八億円
平成九年度	三千七百七十億円
平成十年度	三千八百十億円
平成十一年度	三千八百五十一億円
平成十二年度	三千八百三十億円
平成十三年度	三千七百九十五億四千万円

附 則
 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。
 平成四年五月二十九日 参議院会議録第十八号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)
 3 平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 土地開発基金費	人口	一人につき一、〇〇〇円
	二 地域福祉基金費	人口	一人につき六四七
	三 臨時財政特例償還基金費	臨時財政特例対策のため昭和六十年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき八七一
市町村	一 土地開発基金費	人口	一人につき三、〇〇〇
	二 地域福祉基金費	人口	一人につき一、六〇〇
	三 臨時財政特例償還基金費	臨時財政特例対策のため昭和六十年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき八七一

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政特例償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
二 臨時財政特例対策のため昭和六十年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(昭和六十一年法律第二十七号)の臨時特例等に関する法律(昭和六十一年法律第四十六号)等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から昭和六十二年までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため昭和六十年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

5 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成四年度分の予算から適用する。

〔山口哲夫君登壇、拍手〕

○山口哲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、まず、平成四年度分の地方交付税総額について、法第六条第二項の額に二百十億円を加算した額から、特例措置額八千五百億円、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特別に係る返済額二百七億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額九百二十八億円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、特例措置額八千五百億円に相当する額及び五千九百七十三億円を加算すること、次に、普通交付税の算定について、地域振興、福祉施策、公共施設の整備及び維持管理、教育施策等に要する経費の財源を措置するほか、土地開発基金費、地域福祉基金費、臨時財政特例債償還基金費を設けること等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方自治のあり方、地方財政の現状認識、地方交付税の性格、地方交付税の減額問題、基準財政需要額の算定等の諸問題について熱心な

質疑が行われ、また、その間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対、日本社会党・護憲共同を代表して野別委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長	長田 裕二君
副議長	小山 一平君
議員	
常松 克安君	寺崎 昭久君
針生 雄吉君	山田 俊昭君
足立 良平君	真島 一男君

木庭健太郎君	猪熊 重二君	阿部 三郎君	梶原 清君
西川 潔君	久世 公麿君	関口 恵造君	石井 一二君
中川 嘉美君	白浜 一良君	柳川 覺治君	井上 裕君
及川 順郎君	下村 素君	下条進一郎君	井川 幸男君
勝木 健司君	矢原 秀男君	山本 富雄君	井上 孝君
鶴岡 洋君	刘田 貞子君	世耕 政隆君	大島 友治君
喜屋武眞榮君	橋本孝一郎君	岡田 広君	北 修二君
小西 博行君	岩本 政光君	斎藤 十朗君	宮崎 秀樹君
大河原太一郎君	中野 鉄造君	平野 清君	秋山 肇君
太田 淳夫君	和田 教美君	二木 秀夫君	清水嘉与子君
広中和歌子君	井上 計君	田村 秀昭君	須藤良太郎君
山田 勇君	板垣 正君	木暮 山人君	鎌田 要人君
前田 勲男君	黒柳 明君	鹿熊 安正君	永野 茂門君
峯山 昭範君	中西 珠子君	松浦 孝治君	井上 章平君
三木 忠雄君	田淵 哲也君	石川 弘君	合馬 敬君
三治 重信君	田中 正巳君	尾辻 秀久君	片山虎之助君
土屋 義彦君	狩野 安君	石渡 清元君	西田 吉宏君
関根 則之君	重富吉之助君	藤田 雄山君	石原健太郎君
青木 幹雄君	香掛 哲男君	松尾 官平君	倉田 寛之君
大島 慶久君	山口 光一君	吉川 芳男君	上杉 光弘君
星野 朋市君	野村 五男君	田沢 智治君	福田 宏一君
成瀬 守重君	前島英三郎君	松浦 功君	森山 眞弓君
下稻葉耕吉君	鈴木 貞敏君	村上 正邦君	藤井 孝男君
田辺 哲夫君	中曾根弘文君	沢田 一精君	山東 昭子君
石井 道子君	吉川 博君	坂野 重信君	斎藤栄三郎君
竹山 裕君	岡野 裕君	野末 陳平君	大藤 淑子君
大浜 方栄君	斎藤 文夫君	原 文兵衛君	初村滝一郎君
野沢 太三君	大木 浩君	中西 一郎君	平井 卓志君

中村 太郎君	後藤 正夫君
伊江 朝雄君	岩崎 純三君
谷川 寛三君	三重野栄子君
喜岡 淳君	西野 康雄君
既 正敏君	村田 誠醇君
紀平 梯子君	種田 誠君
岩本 久人君	肥田美代子君
北村 哲男君	前畑 幸子君
吉田 達男君	櫻井 規順君
小林 正君	深田 肇君
國弘 正雄君	谷本 嶺君
会田 長榮君	清水 澄子君
三石 久江君	野別 隆俊君
竹村 泰子君	田淵 勲二君
渡辺 四郎君	及川 一夫君
山口 哲夫君	山本 正和君
鈴木 和美君	松前 達郎君
小川 仁一君	稲村 稔夫君
穂山 篤君	村沢 牧君
粕谷 照美君	対馬 孝且君
浜本 万三君	大森 昭君
菅野 久光君	佐藤 三吾君
篠崎 年子君	谷畑 孝君
萩野 浩基君	高井 和伸君
高崎 裕子君	角田 義一君
日下部代子君	乾 晴美君
栗森 喬君	林 紀子君
吉川 春子君	堀 利和君

森 暢子君	磯村 修君
近藤 忠孝君	諫山 博君
庄司 中君	菅野 壽君
湖上 貞雄君	池田 治君
井上 哲夫君	神谷信之助君
沓脱タケ子君	細谷 昭雄君
梶原 敬義君	久保田真苗君
上野 雄文君	星川 保松君
古川太三郎君	山中 郁子君
橋本 敦君	矢田部 理君
福岡 知之君	青木 新次君
野田 哲君	中村 鋭一君
笹野 貞子君	吉岡 吉典君
市川 正一君	田 英夫君
糸久八重子君	瀬谷 英行君
山田耕三郎君	吉田 之久君
立木 洋君	小笠原貞子君
上田耕一郎君	

議長の報告事項

去る二十五日内閣総理大臣から昭和六十一年七月六日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

山田 俊昭君(今泉隆雄君死去による)同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 土屋 義彦君 補欠 青木 幹雄君

法務委員

辞任 糸久八重子君 補欠 渡辺 四郎君

文教委員

辞任 石井 道子君 補欠 田代由紀男君

厚生委員

辞任 田代由紀男君 補欠 石井 道子君

農林水産委員

辞任 青木 幹雄君 補欠 土屋 義彦君

三上 隆雄君 補欠 松本 英一君

建設委員

辞任 松本 英一君 補欠 三上 隆雄君

渡辺 四郎君 補欠 糸久八重子君

決算委員

辞任 菅野 久光君 補欠 西岡瑠璃子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任 須藤良太郎君 補欠 高橋 清孝君

真島 一男君 補欠 鎌田 要人君

森山 眞弓君 補欠 狩野 安君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会 理事 村田 誠醇君(村田誠醇君の補欠)

同日議長から次の議案が提出された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(青木新次君外二名発議)(参第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

大蔵委員会に付託

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

通信委員会に付託

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

建設委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を建設委員会に付託した。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(木間章君外三名提出)(衆第一〇号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案

中小企業流通業務効率化促進法案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会閣法第五号)、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会閣法第六号)及び国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(参第三号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

- 第一班 下条進一郎 上杉 光弘
- 谷畑 孝 木庭健太郎
- 合馬 敬 喜岡 淳
- 小林 正 立木 洋

第二班 岡野 裕 田村 秀昭

藤井 孝男 佐藤 三吾

真島 一男 角田 義一

磯村 修 寺崎 昭久

一、派遣地

第一班 大阪府

第二班 新潟県

一、期間 両班とも五月二十七日及び二十八日の二日間

一、費用 概算六八六、五二〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成四年五月二十五日

国際平和協力等に関する特別委員長 下条進一郎

参議院議長 長田 裕二殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

首都圏での環境保全等に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

中小企業流通業務効率化促進法

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務省情報調査局長事務代理	七尾 清彦	(解職)	平四・三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省情報調査局長 鈴木 勝也君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省情報調査局長鈴木勝也君(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
太田 淳夫君	及川 順郎君

地方行政委員	辞任	補欠
青木 幹雄君	石渡 清元君	土屋 義彦君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

法務委員

辞任 補欠

渡辺 四郎君 糸久八重子君

橋本 敦君 市川 正二君

農林水産委員

辞任 補欠

松本 英一君 三上 隆雄君

商工委員

辞任 補欠

市川 正二君 橋本 敦君

運輸委員

辞任 補欠

鹿熊 安正君 遠藤 要君

建設委員

辞任 補欠

遠藤 要君 鹿熊 安正君

糸久八重子君 渡辺 四郎君

三上 隆雄君 松本 英一君

及川 順郎君 太田 淳夫君

決算委員

辞任 補欠

石渡 清元君 土屋 義彦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任 補欠

狩野 安君 森山 眞弓君

鎌田 要人君 真島 一男君

高橋 清孝君 須藤良太郎君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

刑事補償法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

少年の保護事件に係る補償に関する法律案(閣法第五一号)

法務委員会に付託

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案

(閣法第七一号) 運輸委員会に付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めの件(閣承認第二号)

労働委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案(閣法第三四号)審査報告書

報告書

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員上田耕一郎君提出議員秘書給与の企業負担に関する質問(答弁することができ期限 六月三日)

参議院議員山博君提出行政不服審査法等による記録の「閲覧」に関する質問(同 六月十日)

参議院議員小笠原貞子君外一名提出北洋漁業の存続と関連産業の救済対策促進等に関する質問(同 六月十日)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、公害対策基本法第七條第一項の規定に基づく平成三年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七條第二項の規定に基づく平成四年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省中近東アフリカ局長小原武君の第百二十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

外務省中近東アフリカ局長事務代理 野上 義二君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長事務代理野上義二君(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

瀨谷 英行君 青木 新次君

三石 久江君 角田 義一君

田淵 哲也君 寺崎 昭久君

地方行政委員

辞任 補欠

石渡 清元君 青木 幹雄君

下条進一郎君 尾野 朋市君

法務委員

辞任 補欠

市川 正一君 橋本 敦君

大蔵委員

辞任 補欠

藤井 孝男君 谷川 寛三君

角田 義一君 三石 久江君

文教委員

辞任 補欠

針生 雄吉君 木庭健太郎君

厚生委員

辞任 補欠

谷川 寛三君 藤井 孝男君

木庭健太郎君 針生 雄吉君

農林水産委員

辞任 補欠

星野 朋市君 下条進一郎君

三上 隆雄君 波辺 四郎君

商工委員

辞任 補欠

広中和歌子君 太田 淳夫君

橋本 敦君 市川 正一君

運輸委員

辞任 補欠

伊江 朝雄君 岡野 裕君

遠藤 要君 鹿熊 安正君

寺崎 昭久君 田淵 哲也君

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（竹村幸雄君外十名提出）（衆第七号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案（日笠勝之君外八名提出）（衆第二一号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案
職業能力開発促進法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書

電波法の一部を改正する法律案（閣法第六四号）審査報告書

審査報告書

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四九号）審査報告書

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案（閣法第七四号）審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国際海上物品運送法の一部を改正する法律
職業能力開発促進法の一部を改正する法律

〔参照〕

五月二十六日議長において、左のとおり議席を指定した。

八 山田 俊昭君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
三三九円
税 九円七角五分